

高知県の畜産

令和4年度



高知県農業振興部畜産振興課

目次

はじめに

1

農業の概況

2

- 1 農業就業人口・戸数と耕地面積の推移
- 2 産出額の推移

部門別概況

3

- 1 酪農
- 2 肉用牛
- 3 養豚
- 4 養鶏
- 5 養蜂

高知県の特産畜産物

6

- 1 土佐ジロー
- 2 土佐はちきん地鶏
- 3 褐毛和種高知系(土佐あかうし)

畜産物の流通

10

- 1 牛乳
- 2 食肉
- 3 鶏卵

飼料

14

- 1 自給飼料
- 2 流通飼料
- 3 日本型放牧

環境

16

- 1 家畜排せつ物の適正処理
- 2 畜産公害対策
- 3 家畜ふん堆肥の生産と利用

家畜防疫・衛生

18

- 1 概況
- 2 高病原性鳥インフルエンザ対策
- 3 豚熱対策
- 4 口蹄疫対策
- 5 牛海綿状脳症(BSE)対策

第4期産業振興計画(畜産分野)

26

- 1 概要
- 2 第4期産業振興計画(畜産分野)土佐あかうし
- 3 第4期産業振興計画(畜産分野)酪農
- 4 第4期産業振興計画(畜産分野)養豚
- 5 第4期産業振興計画(畜産分野)土佐ジロー
- 6 第4期産業振興計画(畜産分野)土佐はちきん地鶏

高知県の畜産行政機構

32

畜産関係団体

33

飼養農家戸数・頭羽数の推移

34

はじめに

令和4年度は、円安やウクライナ情勢が要因となり、飼料価格の異常な高騰が引き起こされ、経営コストに占める飼料費の割合の高い畜産経営を圧迫しています。畜産農家の皆さんからは「経営努力ではどうにもできない飼料価格の高騰に対する思い切った支援策を」などといった切実な声が、直接寄せられました。そのため、県では農家の皆さんの負担が軽減されるよう、国の緊急対策やセーフティネットの活用を図るとともに、独自の対策として、国の臨時交付金を活用し、配合飼料価格の実質農家負担を軽減する対策や特に経営の厳しい酪農と肉用牛繁殖農家に対する経営安定対策などを講じてきたところです。

こうした中、10月には和牛のオリンピック「第12回 全国和牛能力共進会」が鹿児島県で開催されました。本県は毎回、土佐あかうしを出品しており、土佐町で行われた壮行会では、生産者をはじめ、多くの関係者が出品牛と生産者を盛大な歓声と拍手で見送りました。子牛価格の下落や飼料価格の高騰に苦しみながらも、土佐あかうしを知ってもらえる貴重な機会に関係者が一丸となって取り組む姿に大きな感動を覚えました。その甲斐もあり、現地でも土佐あかうしは全国から選抜された黒牛の中で、ひときわ目立つ存在となり、メディアにも多く取り上げられるなど、その知名度は全国区に大きく近づいたと実感しました。

さて、この土佐あかうしなどの肉用牛をメインにと畜する高知市の新食肉センターがいよいよ令和5年4月から操業開始します。現食肉センターは、老朽化や長年の赤字に悩まされ、存続が危ぶまれましたが、関係者が真摯な議論を重ね、「食肉センターは、生産の拡大や食肉加工による畜産物の高付加価値化、地産外商の強化や県民の安全・安心な食肉の供給といったいわゆる川上、川中、川下の取組を好循環させ、拡大再生産につなげていく極めて重要な役割を担う公共インフラであり、県内に存続し、産地の近くにあることが求められる必要不可欠な施設である。」との結論に至り、約2年半の工期を経て、より高度な衛生管理が可能な施設として生まれ変わりました。また、新センターはと畜だけでなく、「セリ」、「部分肉加工」、「卸売」までを一気通貫で行うことから、バリューチェーン全体の利益を拡大させ、利益を取り込むことが期待されます。

コロナ禍の影響が落ち着き、畜産物の需要も回復する兆しが見えてきましたが、飼料価格の高騰は、当面続くと考えられています。こうした中でも、畜産経営が継続できるよう、今後も一層の構造転換を図っていくことが重要だと考えております。そのため、令和5年度からは、構造転換支援パッケージとして、「コスト削減」、「生産性の向上」、「経営継続」の3つの柱により支援を行います。まず、一つ目の「コスト削減」の支援では、稲 WCS の生産拡大や酒粕などの未利用資源の飼料利用に関する研究を加速します。二つ目の「生産性の向上」の支援では、発情発見装置などのデジタル機器の導入支援や、専門家によって畜産現場の労働生産性を向上させる取組を実施します。三つ目の「経営継続」の支援では、飼料コスト削減や生産性の向上に取り組む農家の皆さんを対象に、一定の期間、支援金を給付します。

県ではこれらの支援策を総合的かつ効果的に活用し、農家の皆さんが安心して経営を継続できるよう、しっかり取り組んでまいりたいと考えています。

結びに、本冊子が高知県の畜産を知っていただく一助となりましたら幸いです。

令和5年3月

高知県農業振興部畜産振興課長

谷本 忠司



1 農業就業人口・戸数と耕地面積の推移

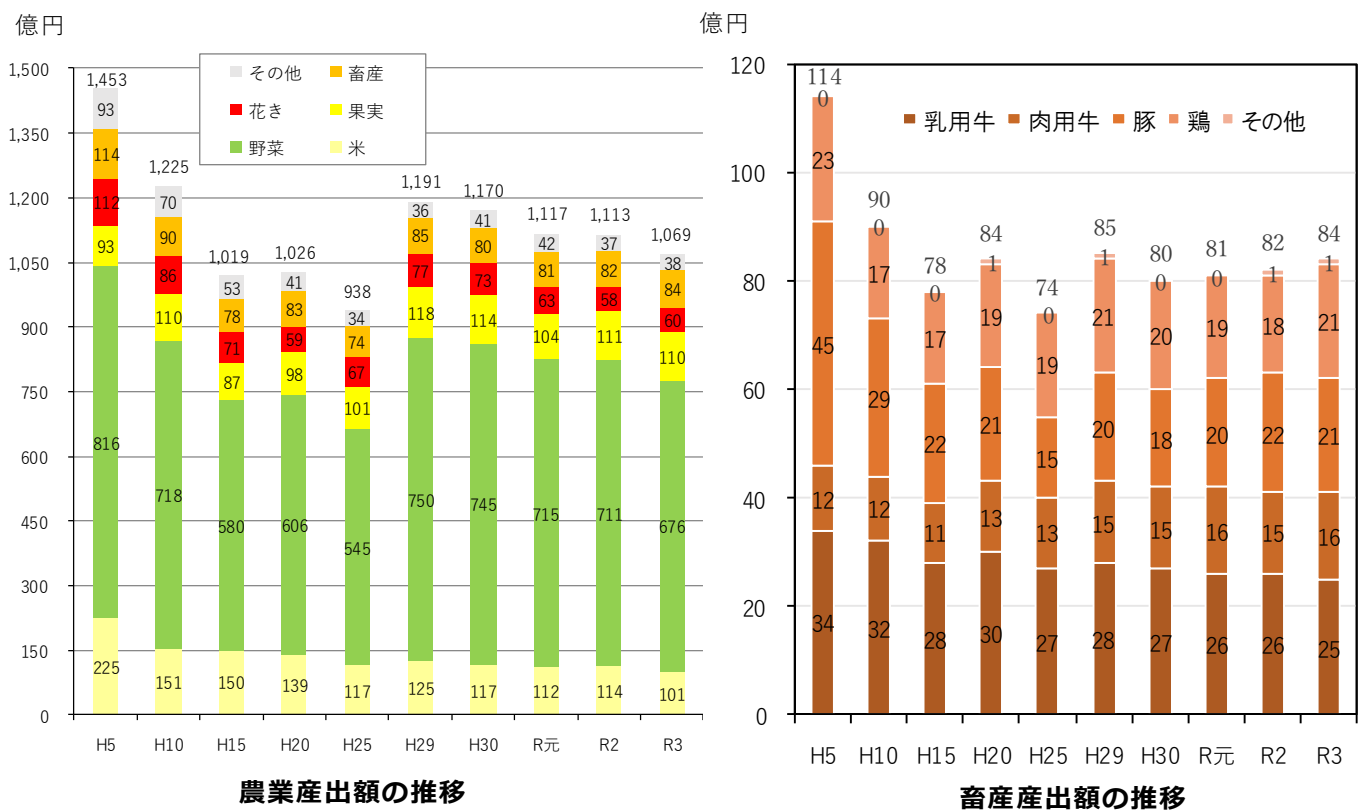
本県の農業就業人口は19,349人(令和4年)で、昭和20年代後半から産業構造の変化に伴い年々減少しています。年齢構成では60歳以上が14,354人と大部分を占めています。総農家戸数は19,924戸で、そのうち販売農家戸数は12,173戸となっています。^{*1}

また、本県の耕地面積は25,804ha(令和4年)です。内訳は、田19,400ha(対前年差△400ha)、普通畑2,940ha(同△10ha)、樹園地3,290ha(同△30ha)、牧草地174ha(同0ha)です。昭和35年には59,000haあった耕地は、この50数年あまりで半数を切る程に減少しています。^{*2}

2 産出額の推移

令和3年の農業産出額は、前年から約4.0%減の1,069億円でした。

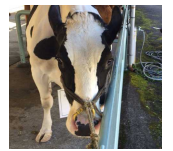
畜産部門の産出額は、前年から約2.4%増の84億円となりました。これは農業産出額の約7.9%に当たります。畜種別では、乳用牛25億円、肉用牛16億円、豚21億円、鶏21億円となっています。^{*3}



*1 出典：「2020年農林業センサス(確定値)」

*2 出典：「令和4年面積調査」

*3 出典：「令和3年生産農業所得統計」



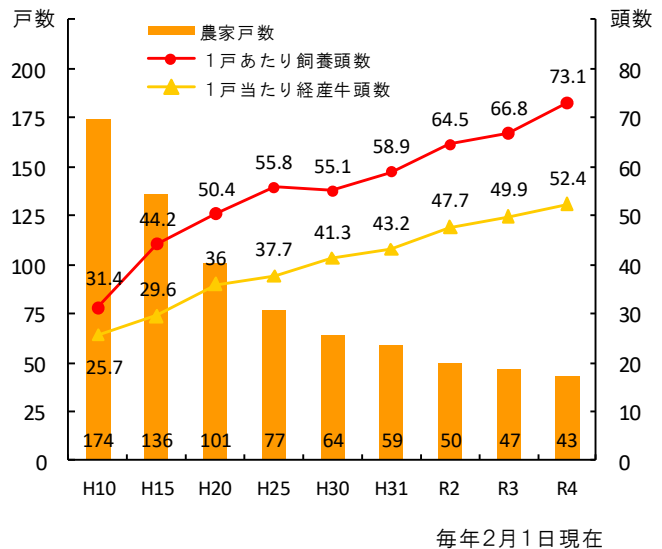
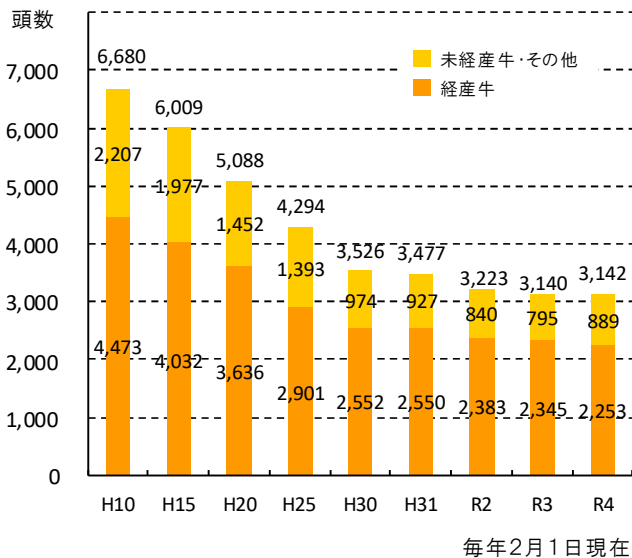
1 酪農

酪農家戸数は高齢化による廃業や後継者不足を背景に前年に比べ 8.5%の減少の 43 戸でした。飼養頭数は前年とほぼ同数の 3,142 頭となっています。

一方、1戸当たりの平均飼養頭数は平成 10 年と比較して2倍を超え、年々大規模化が進んでいます。飼養形態も従来の繋ぎ飼いでパイプライン搾乳の方式から、牛が自由に行動できるフリーバーンでミルクングパーラー搾乳の方式が増加しています。

飼料費を低減するため、酪農家が自ら牧草を生産する取組に加え、酪農家が牛ふん堆肥を耕種農家の水田に散布し、その水田で生産された稲発酵粗飼料(稲WCS)を飼料として利用する耕畜連携の取組も県内各地で見られます。また、香美市や南国市では、本県の温暖な気候を活かして乳牛を一年中放牧する山地酪農も行われています。

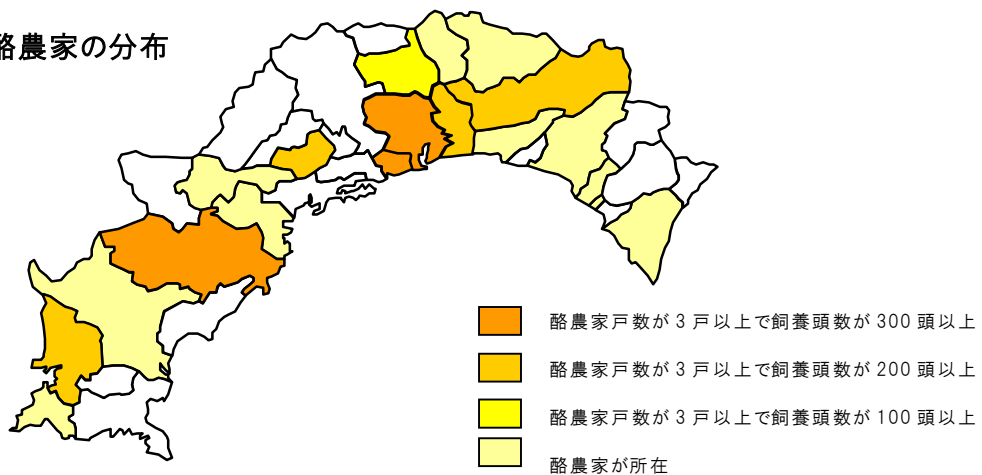
生産性向上の取組として、毎月の乳量や乳成分を測定、分析する乳用牛群検定に現在、23 戸が加入しており、乳量の増加や乳質の改善に生かされています。また、県域、あるいは地域毎に共進会や研修会が開催され、乳器や肢蹄など生産性に関連する体型改良や乳牛の快適性の改善など日ごろの飼養管理技術向上への成果を研鑽しあうとともに、酪農家相互の親睦も深められています。



飼養頭数の推移

飼養戸数と1戸当たり飼養頭数の推移

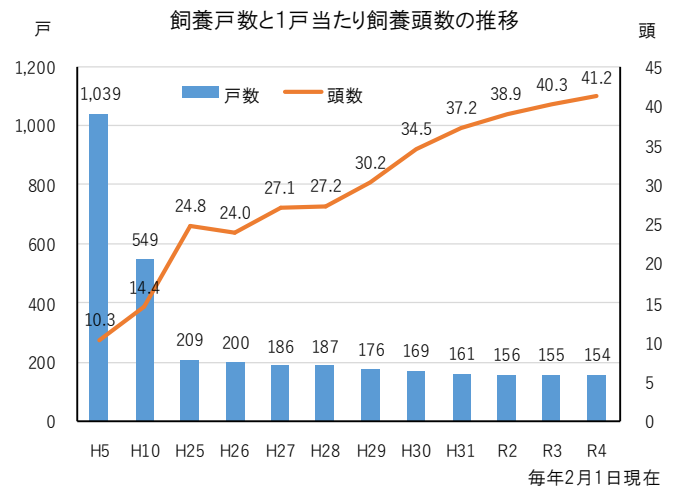
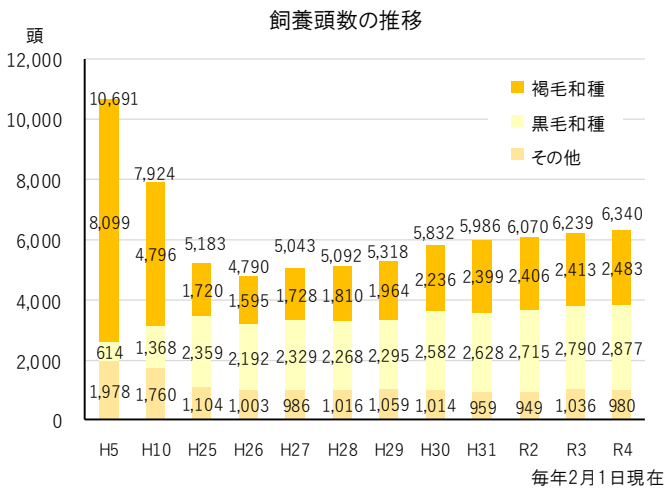
酪農家の分布



2 肉用牛

令和4年の肉用牛飼養戸数は154戸（前年比1戸減）でした。高齢化や後継者の不在による廃業を主な原因として戸数の減少が続いていますが、新たな担い手の就農もみられるようになってきました。

飼養頭数は6,340頭（1.6%増）となりました。内訳は、褐毛和種2,483頭（2.9%増）、黒毛和種2,877頭（3.1%増）、その他乳用種及び交雑種980頭（5.4%減）です。飼養頭数はここ数年増加していますが、今後も生産基盤を維持・拡大するためには、後継者や新規参入者のような担い手、和牛繁殖雌牛のさらなる確保が重要な課題です。



これらの課題に対して県では、以下のような取組を進めています。

生産対策としては、市町村やJAが行う生産者に貸し付ける畜舎の整備や、畜産クラスター協議会による地域での収益力向上に必要な施設の整備に対する支援などにより、生産の拡大に取り組んでいます。また、市町村が行う繁殖雌牛や肥育もと牛導入のための基金造成、JAが行う繁殖雌牛導入に対する助成金に対する支援により、和牛生産基盤の強化を図っています。流通対策としては、PR活動や商談会への参加など、販路開拓・消費拡大に向けた支援を行っています。

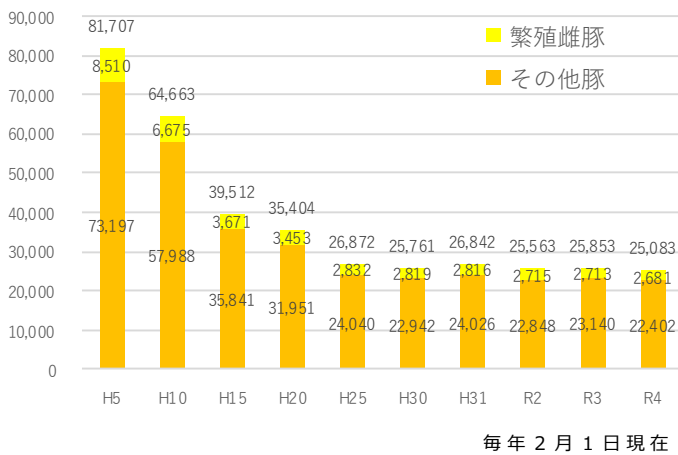
今後も県産業振興計画に基づき、畜舎の整備促進や和牛の増頭支援による生産基盤の強化、IoT機器の活用による生産性の向上、流通販売への支援による加工・販売体制の強化など、生産から消費までの一体的な取組を推進していきます。

3 養豚

令和4年の養豚飼養戸数は1戸減少し、16戸でした。飼養頭数は前年比3%減の25,083頭となっており、このうち子取り用雌豚（母豚）の頭数は前年より32頭少ない2,681頭です。農家1戸当たりの平均飼養頭数はおよそ1,568頭となりました。

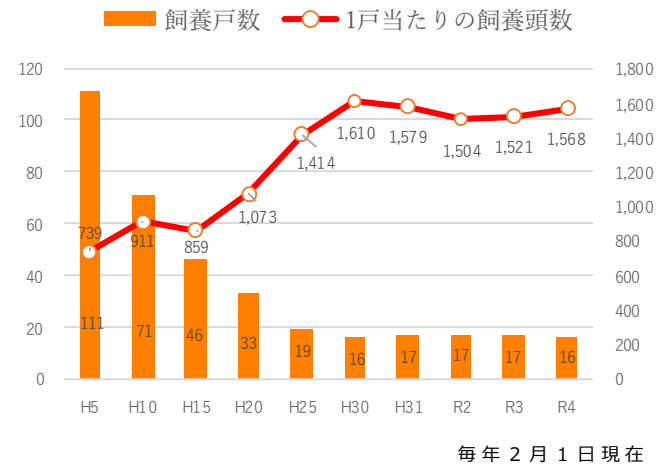
依然として飼料価格の高止まりなど懸念事項はありますが、近年は需要の高まりにより豚肉の価格は堅調に推移しています。このことに合わせて、県内養豚農家では、豚舎などの基盤整備による生産性向上に関する計画を進めており、またブランド化による有利販売、畜舎周辺の臭い対策をはじめとした環境対策などを推進しています。

頭数



飼養頭数の推移

戸



飼養戸数と1戸当たり飼養頭数の推移

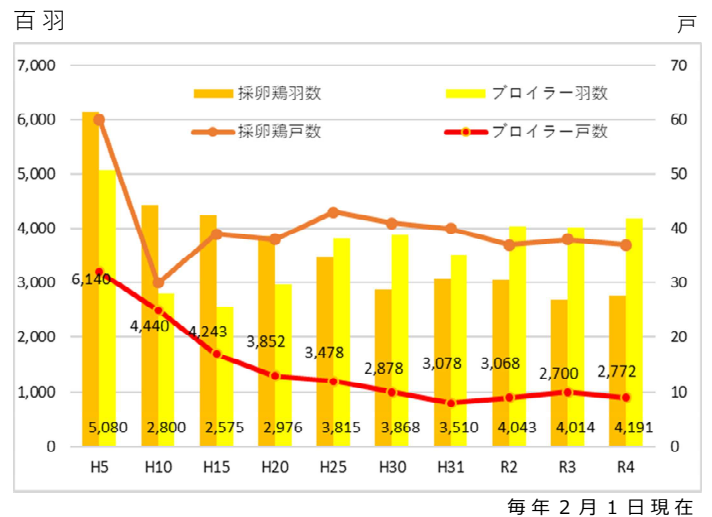
4 養鶏

(1)採卵

令和4年の飼養戸数は前年から1戸減の37戸、飼養羽数は約7,000羽増で277,227羽でした。

(2)ブロイラー

令和4年の飼養戸数は前年から1戸減の9戸、飼養羽数は対前年比約4.4%増の419,074羽でした。

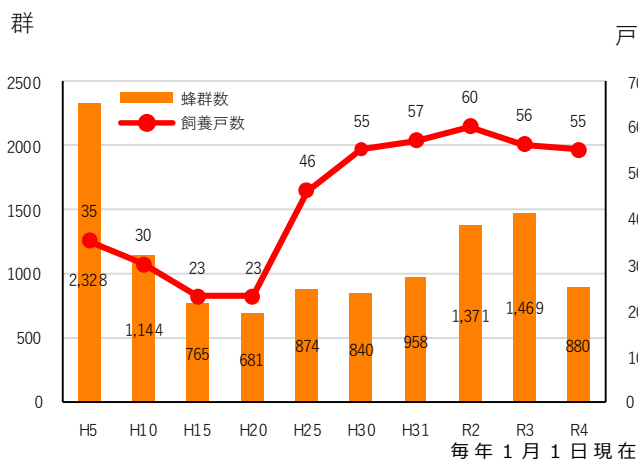


鶏の飼養戸数と羽数の推移

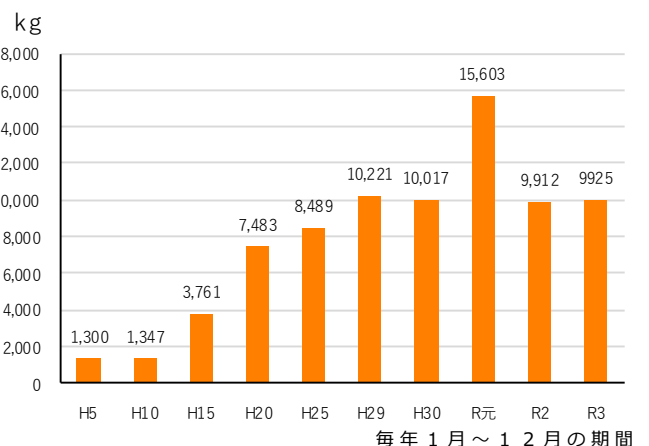
5 養蜂

蜜蜂は、県内では海岸沿いを中心にみかん・レンゲ・くりなどを蜜源として飼育されています。また、受粉用になす・シトウ等の施設園芸農家に貸し出されています。

令和4年の飼養戸数は前年より減少し55戸、蜂群数は対前年比約40%減の880群でした。



飼養戸数と飼育蜂群数の推移



はちみつ生産量

高知県の特産畜産物



1 土佐ジロー

土佐ジローは、高知県原産の天然記念物「土佐地鶏」(オス)と国内在来種である「ロードアイランドレッド」(メス)を交配した卵肉兼用の一代交雑種(F1)です。

飼養管理は高知県土佐ジロー協会が作成した「土佐ジロー飼養マニュアル」に基づき、緑餌の給与や平飼いなどを飼養条件とし、中山間地域における複合経営の一つとして昭和61年度から普及を始め、令和4年2月1日現在、58戸の農家で、雌15,460羽・雄5,300羽が飼育されています。

卵は、一般的な鶏卵と比べ小ぶりですが、卵黄が大きく卵白とのバランスが絶妙、味は濃厚で「コク」のある美味しさです。鶏肉用に飼育される土佐ジローは、主にオスで約150日間じっくり育てられ、赤みの強い肉色で噛めば噛むほど濃厚なうま味が溢れる味わいが高い評価を受けています。

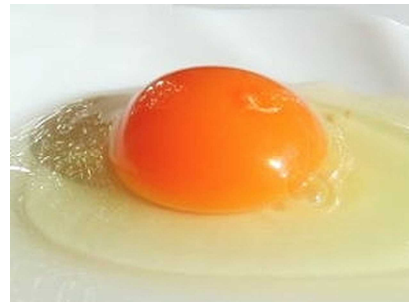
土佐ジローの生産物は主に県内の量販店・農協・道の駅等で販売され、一部はアンテナショップや都市部の百貨店にも出荷されていて、近年では生産者ごとにECサイトやふるさと納税の返礼品などでも利用されています。また、飲食店の食材として供給されるほか、加工製品(カマボコ・アイスクリーム・洋菓子等)の原材料として利用されています。



土佐ジロー肉

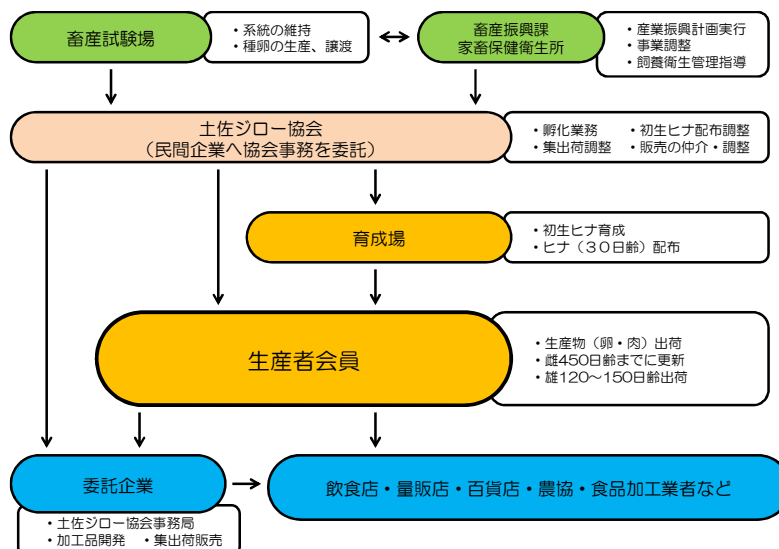


飼育風景



土佐ジロー卵

土佐ジロー生産流通体制



2 土佐はちきん地鶏

自然豊かな高知から
土佐はちきん地鶏

高知県は、日本鶏の主たる 38 品種の中で 8 品種を持ち、全国でも例を見ない「鶏王国土佐」と呼ばれています。土佐はちきん地鶏は、その伝統を背景として流通業界から新たな肉用鶏がほしいとの要望を受け、高知県畜産試験場が開発したこだわりの鶏です。

高知県原産の土佐九斤の雄に大シャモの雌を掛け合わせたクキンシャモの雄と、白色プリマスロックの雌を交配して作出しました。生存率が高く飼いやすい肉用鶏で、産業規模の飼育を目指しています。

肉質は市販のプロイラーに比べて脂肪が少なく、ほどよい歯ごたえがあり、冷凍してもドリップ(肉汁漏出)が少ないため、アミノ酸などのうまみ成分が失われにくいという特徴があります。そのため料理専門家などからも高い評価をいただいております、他県の地鶏に負けない素材です。

令和3年度は、年間約 6.5 万羽が生産されており、計 761 店舗の県内外の飲食店、ホテル、量販店等に販売されています。

また、各生産者も生産規模の拡大に向けた施設整備や食鳥処理・加工施設の整備を行い、増産に向けた体制が整いつつあることから、土佐はちきん地鶏振興協議会を母体として、さらに県内外に向けた販路拡大を図り、土佐はちきん地鶏が文字通り本県の特産ブランド鶏として認知されるよう取り組んでいきます。



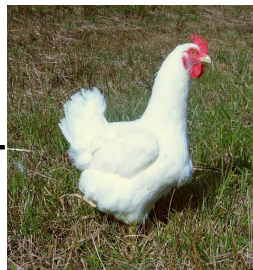
土佐九斤♂



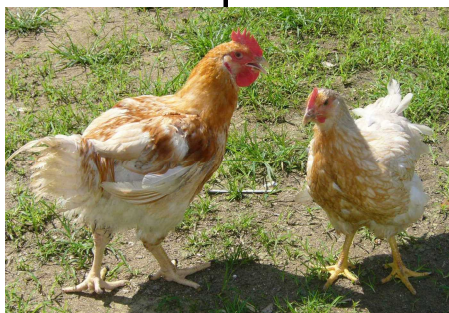
大シャモ♀



クキンシャモ♂



白色プリマスロック♀



土佐はちきん地鶏



モモ



ムネ

3 褐毛和種高知系（土佐あかうし）

日本の肉用牛である和牛には、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種の4種類があり、それぞれルーツや改良過程に違いがあります。黒毛和種はほぼ全国的に飼養されていますが、その他の品種は飼養されている地域が限られており、地方特定品種と呼ばれています。

そのうち、褐毛和種高知系は、明治時代初頭に役牛として高知県に導入された朝鮮牛をルーツとしています。一時的に外国から導入した肉用牛であるシンメンタール種を交配したり、もとの朝鮮牛を戻し交配するなどの経過を経て、大正時代後半から集団内の牛の中から優秀な個体を選抜するという品種内繁殖の方法により改良が進められました。昭和30年代後半以降は、和牛の価値がそれまでの役用から肉用へと転換し、産肉能力を主体とした改良が進められた結果、現在の褐毛和種高知系ができあがりました。

褐毛和種高知系の外見上の特徴は、毛色にあります。褐色の体毛色に加え、目の回り、鼻、角、蹄、しっぽの先などが黒い「毛分け」といわれる特徴は、同じ褐毛和種である熊本系には見られないものです。

夏の暑さや病気に強い、性格がおとなしく飼いやすい、足腰が丈夫で放牧に適しているなど、本県の気候風土や飼養環境によく適応した牛であるといえます。



畜産試験場で繋養している種雄牛「嶺北秀美」号（後代検定中）

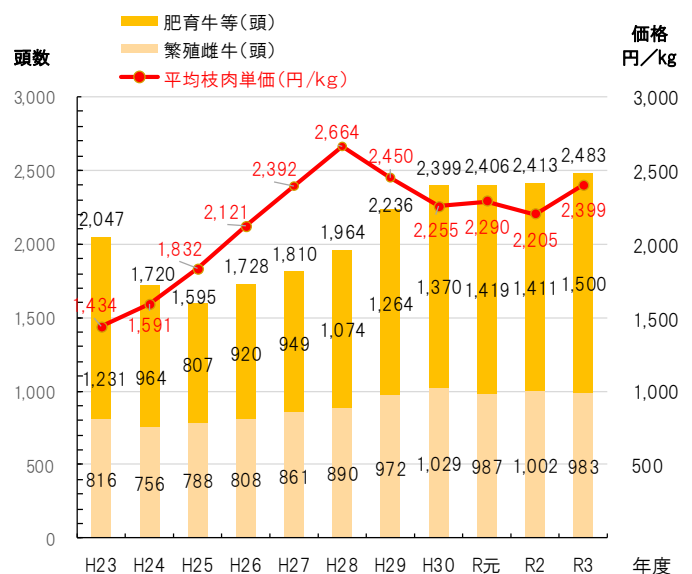
放牧中の褐毛和種高知系の雌牛と去勢牛

褐毛和種高知系は最盛期の昭和30年代には約4万頭、平成に入るところでも約8千頭が飼養されていました。しかし、農家の高齢化による廃業や牛肉の輸入自由化に伴った黒毛和種への転換などにより、平成25年度には1,600頭弱まで減少しましたが、ここ数年は飼養頭数が増加しています。

現在、褐毛和種高知系の改良は土佐あかうし改良増殖推進事業に基づき県が実施しています。

この事業では優秀な種牛づくりを目指して、と畜場における枝肉成績に基づく育種価評価、体型審査や育種価評価に基づく優秀な雌牛（基礎雌牛）群の選定、その雌牛に優秀な種雄牛（基幹種雄牛）を交配し子牛を生産し、それら雄子牛の中から後代検定によりさらに優秀な種雄牛を選抜する、という手順により改良を進めています。

また、褐毛和種高知系の繁殖雌牛から採取した受精卵を乳用牛に移植して子牛を生産する受精卵移植技術も県内での普及が進められています。



土佐あかうし飼養頭数と枝肉価格(去勢)の推移

一方、飼養頭数の減少に加え、産肉能力を重視したために特定血統の種雄牛に交配が集中することにより、牛群の遺伝的多様性が失われる(集団の遺伝的なサイズが小さくなる)ことが懸念されています。褐毛和種高知系の改良のためには、血統や種牛能力(強健性、繁殖性、泌乳性、飼料利用性など種牛としての能力の総称)においても特色ある牛群を造成していく必要があります。そのため、地域に残っている育種素材となる雌牛を発掘し、系統を考慮に入れた指定交配を継続していくことなどの長期的な視野に立った系統再構築の取組を実施しています。

また、高知県産業振興計画の中で、品質やおいしさに特長ある褐毛和種高知系のPRやブランドの再構築を進めるため、平成21年に土佐和牛ブランド推進協議会(以下「協議会」)により、「土佐あかうし」ブランドが立ち上がりました。高知県の和牛ブランド「土佐和牛」のうち、高知生まれ高知育ちの褐毛和種高知系は「土佐あかうし」として流通されており、平成24年度には地域団体商標を取得しました。霜降りが適度に入りヘルシーである、赤肉部分に甘みと旨味があり、脂のクレが良く喉ごしの風味がよい、などが特徴としてあげられます。サシと赤身のバランスの良さが美味しい牛肉として、また最近では熟成(ドライエージング)にも適した肉としても注目されています。



ロース・モモのセット



本格炭火焼肉専門店の6週間熟成リブロース
(ドライエージング)

令和2年度からは、協議会の新たな取組として、独自規格制度がスタートしています。

従来の霜降り重視の格付制度による価格設定の中では低価格に据え置かれることの多かったA2・A3に格付された土佐あかうしを、「ロース芯の大きさ」や「皮下脂肪の薄さ」など赤身肉重視で再評価し、標準以上をR4、最高級をR5としてプレミアム化しています。全国的に赤身肉需要が上昇している中で、協議会ではこの肉を土佐あかうしの新たなブランド「Tosa Rouge Beef」(以下「TRB」)としてPRを始めています。県ではTRBをとおして土佐あかうしがより広く知られ消費者に好まれる存在になることを期待しています。



Photo:山本謙治

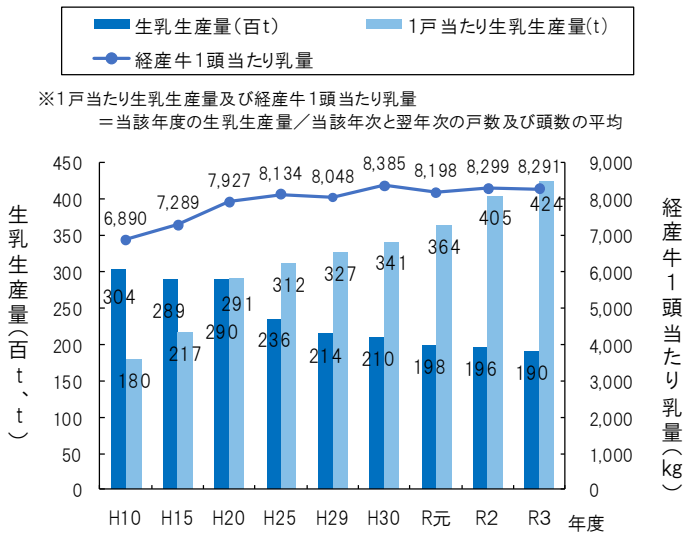


1 牛乳

生乳生産量は年々減少傾向が続いておりますが、令和3年度は前年に比べ約2.8%減の19,062tと前年に引き続き減少しました。しかし、経産牛1頭当たりの乳量は増加し、1戸当たりの生乳生産量も増加傾向を示しています。県内で生産された生乳のうち、約45.4%は県内の乳業工場処理され、残りの約54.6%は県外の乳業工場処理されています。また、県内で処理される生乳のうち、約7.6%は県外から移入されています。

本県の牛乳・乳製品の年間消費量は約64,574トンと推計され、そのうち県内産牛乳の割合は約29.6%です。また、飲用牛乳の消費量は年間約21,548トンと推計されます。(畜産振興課調べ※)

牛乳の消費量を高めるため、高知県酪農連合協議会や高知県牛乳普及協会等の関係団体が中心となって、各種イベントでの普及啓発や、県内産牛乳の試飲等で牛乳の栄養価や機能性をPRし、安全、安心な県内産牛乳の消費拡大を推進しています。



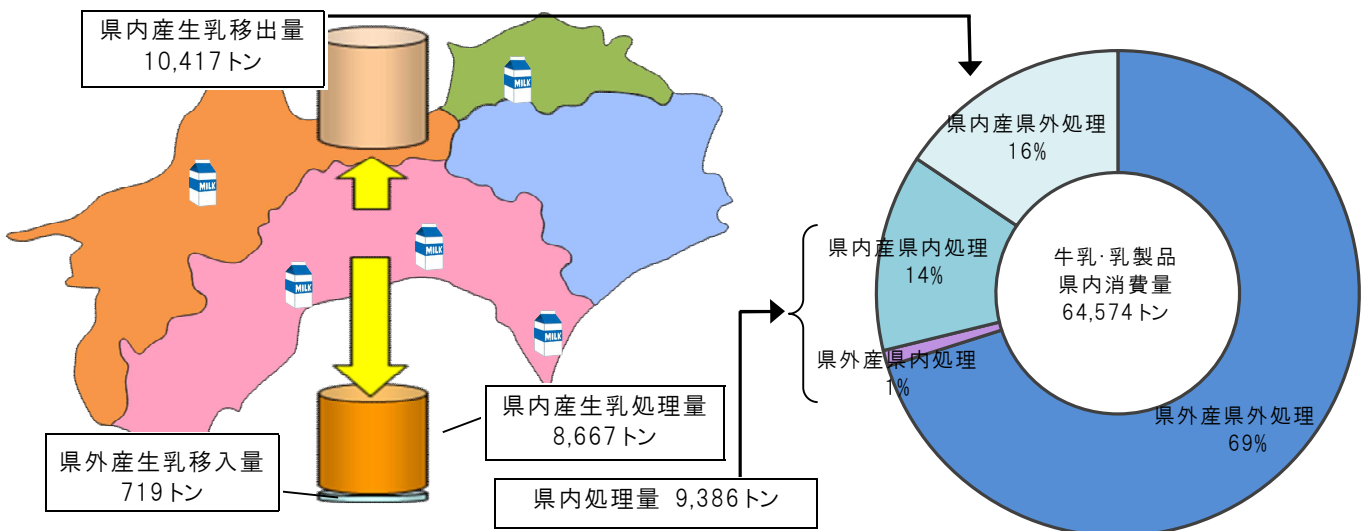
生乳生産量と経産牛1頭当たりの乳量の推移



RKC調理製菓専門学校で開催された
高校対抗！第9回高知家の牛乳料理コンクール

牛乳の流通状況(R3)

県内産牛乳を処理している工場



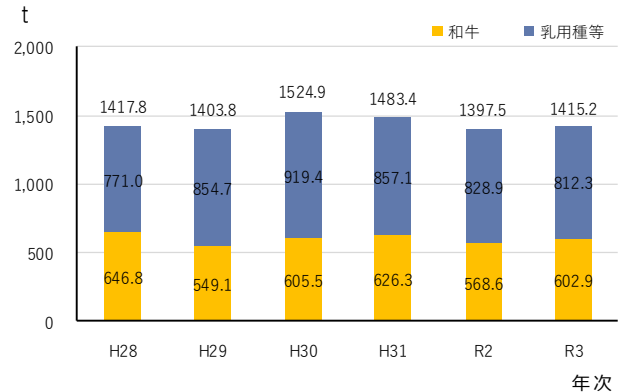
※県内消費量 = 推定値：年間1人あたり消費量 牛乳・乳製品 94.4kg または 飲用牛乳 31.5kg × 県人口 (684,049人)
(全国値：令和3年度食料需給表より)

2 食肉

(1) 牛肉

牛の枝肉生産量は年間 1,500t 前後で推移しており、令和3年は 1,415.2t(前年比 1.3%増)でした。

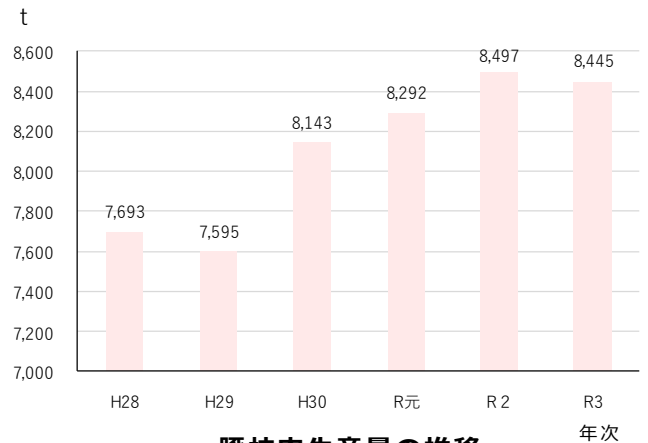
また、土佐和牛(去勢)の1頭当たりの枝肉重量は、令和3年は 563kg(黒毛 506kg、褐毛 480kg)でした。



年次別牛枝肉生産量の推移

(2) 豚肉

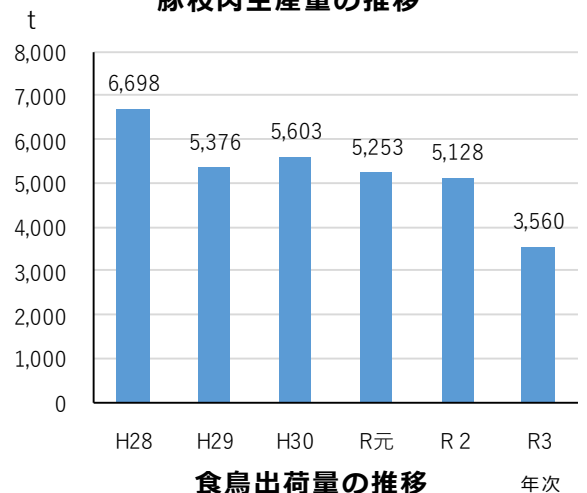
枝肉生産量は、近年は年間 8,000t を超え、令和3年は 8,445t(前年比 0.6%減)でした。



豚枝肉生産量の推移

(3) 食鳥肉

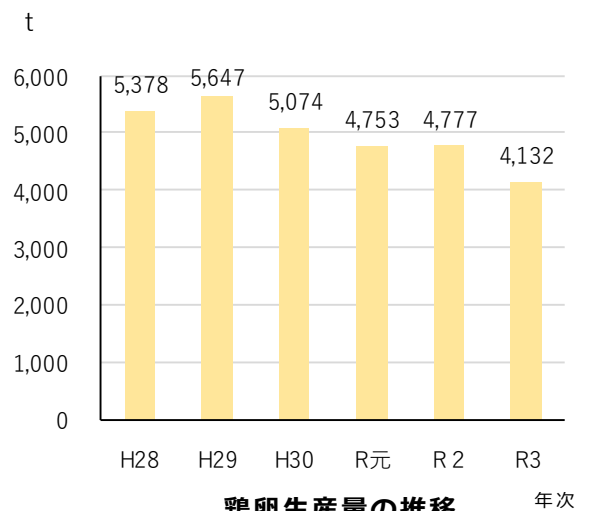
食鳥出荷量は、H28年まで年間 6,000t を超えて推移していましたが、近年では減少し、令和3年は約 3,560t(前年比 30.6%減)でした。



食鳥出荷量の推移

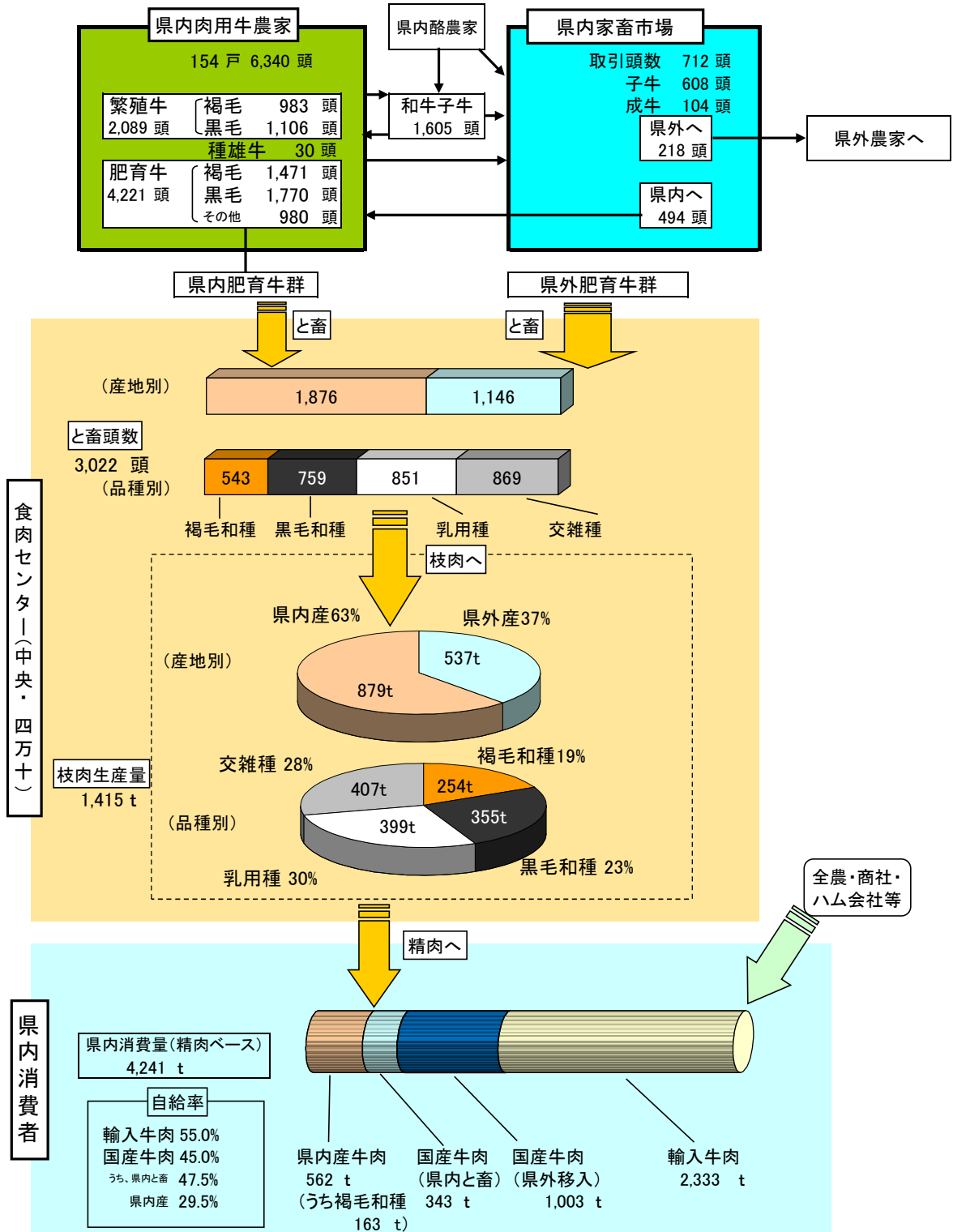
3 鶏卵

鶏卵生産量は、令和3年は 4,132t(前年比 13.6%減)でした。



鶏卵生産量の推移

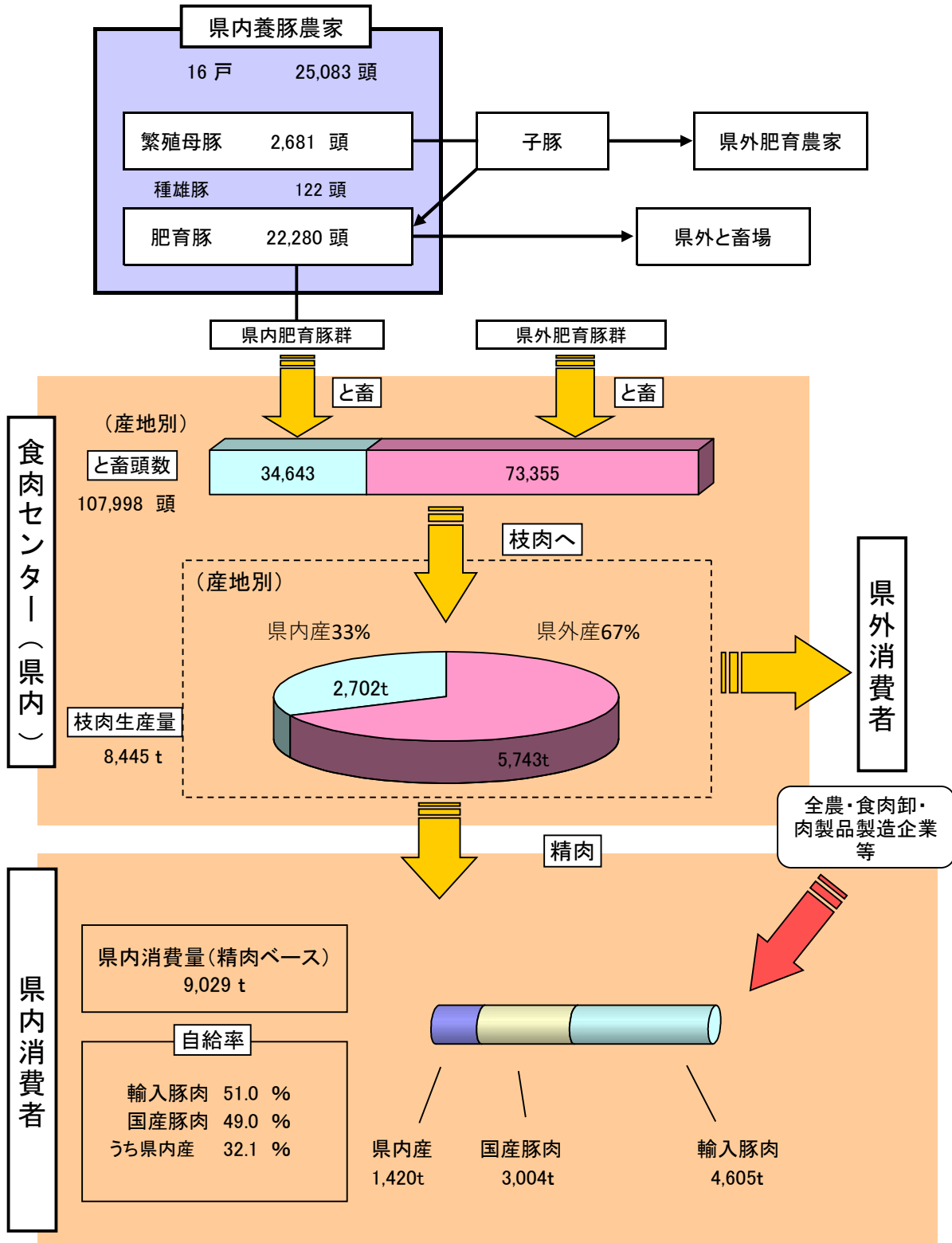
令和3年度 高知県内牛肉流通状況



関連事項等

肉用牛農家戸数頭数=令和4年2月1日頭羽数調査
 家畜市場頭数=令和3年次家畜市場取引成績の概要
 子牛生産頭数=令和3年度子牛登記実績頭数
 と畜頭数=県畜産振興課(両食肉センター)調べ
 枝肉生産量=令和3年畜産物流通調査(農林水産省)より算出(和牛については品種別出荷頭数で按分)
 県内消費量=推定値:年間1人あたり消費量6.2kg(全国値:令和3年度食糧需給表)×令和3年10月1日現在 県人口684,049人
 自給率=令和3年度食料自給率(農林水産省公表)のうち、食料国産率
 枝肉→精肉=64%として算出

令和3年度 高知県内豚肉流通状況



関連事項等

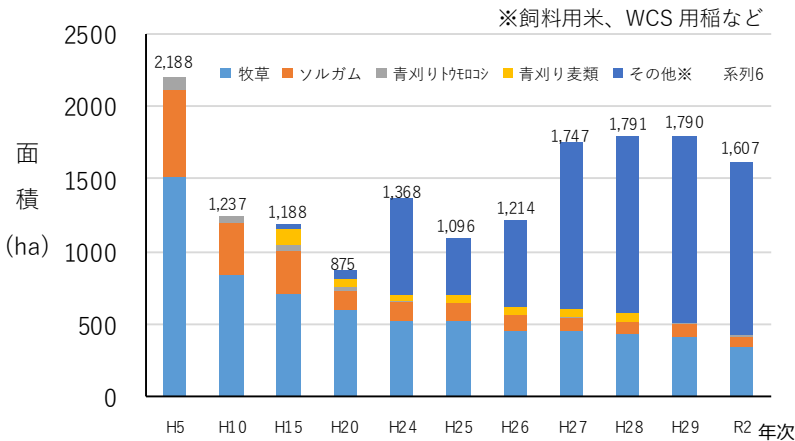
養豚農家戸数頭数＝令和4年2月1日頭羽数調査
 と畜頭数＝県畜産振興課(両食肉センター)調べ
 枝肉生産量＝令和3年畜産物流通統計(農林水産省)より算出
 県内消費量＝推定値：年間1人あたり消費量13.2kg(全国値：令和3年度食糧需給表)×令和3年10月1日現在 県人口684,049人
 自給率＝令和3年度食料自給率(概算：農林水産省公表)のうち、品目別自給率



1 自給飼料

自給飼料の生産は、海外情勢に左右されない畜産経営を築く基礎であり、同時に資源循環型畜産の実現や、食料自給率の向上を図る上でも重要な役割を果たしています。農家戸数の減少や飼養家畜の多頭化に伴う労働力不足等もあり、近年の飼料作物作付面積は横ばい傾向で推移していましたが、経営所得安定対策の実施で稲WCSや飼料用米の生産に取り組む農家が増えたことにより増加しています。

県では、自給飼料増産のため、これまで行ってきた個々の畜産経営体による生産だけでなく、耕畜連携による飼料生産などの取組を推進しています。



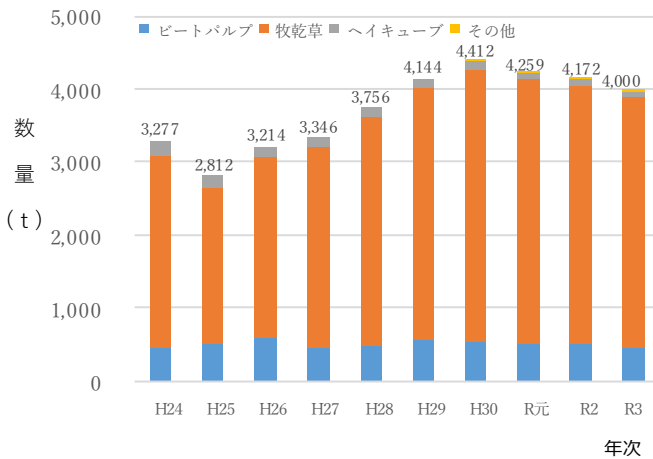
高知県における飼料作物作付面積の推移



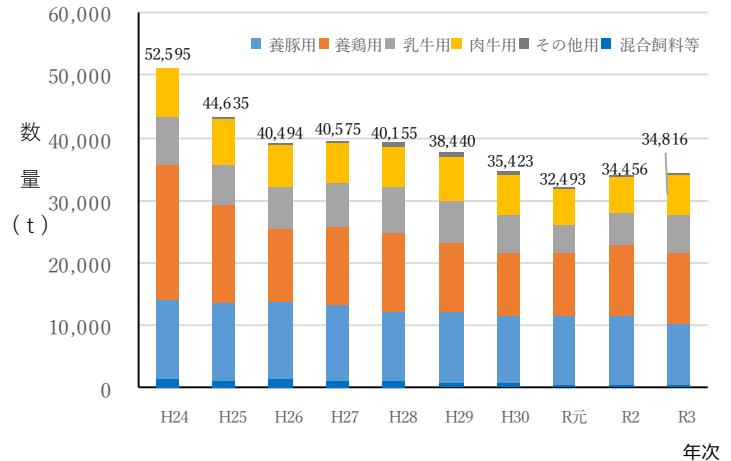
耕畜連携による稲WCSの生産（高知市）

2 流通飼料

高知県における流通飼料の需要量は、減少傾向で推移しています。近年、原油価格の高騰やバイオエタノールの需要拡大等により、流通飼料の価格が高騰し、畜産経営に大きな影響を与えています。県では、飼料費削減による経営改善を図るため、自給飼料の生産拡大を進めています。



高知県における輸入粗飼料の需要量の推移



高知県における配合・混合飼料の需要量の推移

高知県流通飼料実態調査より

3 日本型放牧

(1) シバ草地

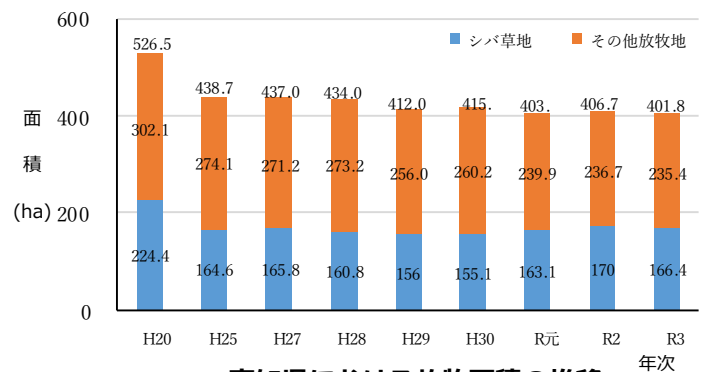
高知県では、昭和 31 年頃から急峻な地形を活かした放牧技術として、シバ草地の放牧に取り組んできました。畜産試験場を中心にポット苗等によるシバ草地の造成技術や維持管理の方法、特性、適応地域など様々な調査研究を行い、平成 6 年に「シバ草地造成マニュアル」を作成するとともに、技術を体系化して県内外への普及に努めています。



シバ型草地への放牧（土佐清水市）

高知県の放牧地について

	放牧地			
	うちシバ草地		その他放牧地	
	牧場数	面積 ha	牧場数	面積 ha
乳用牛	6	106.5	4	101
肉用牛	19	92.27	10	65.4
公共牧場	3	203	0	0
合計	28	401.77	14	166.4



※令和 3 年度高知県放牧利用実態調査より（公共牧場については令和 3 年度公共牧場経営実態等調査より）

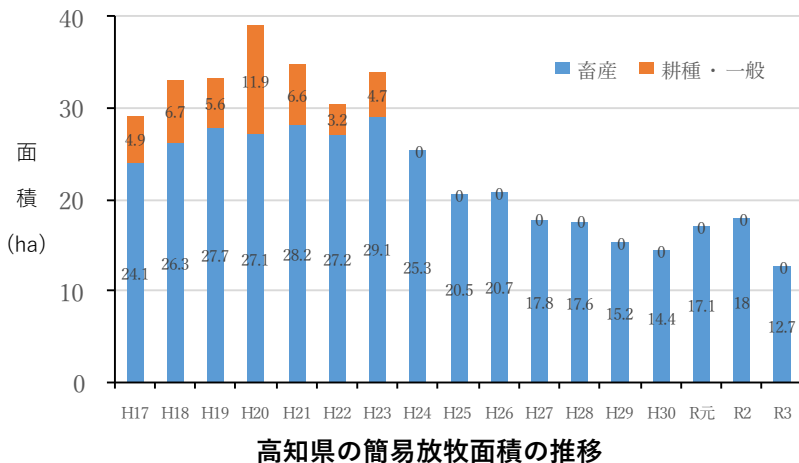
(2) 簡易放牧の推進

高知県では、平成 12 年度から粗飼料の確保や飼養管理労力の軽減を図るため、電気牧柵を使った簡易放牧に取り組んでいます。当初は畜産農家による取組のみでしたが、耕作放棄地の解消や林野等の有効活用の観点から、耕種農家や市町村による取組も見られていました。しかし、近年は畜産農家の高齢化などによる放牧頭数の減少に伴い、簡易放牧面積も減少しています。

耕作放棄地における簡易放牧（土佐清水市）



農地の再生にも貢献！



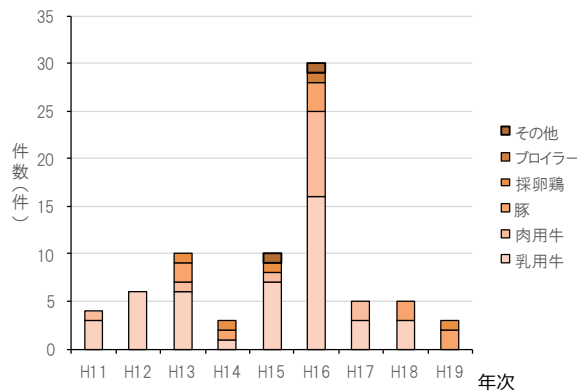
※高知県畜産振興課調べ



1 家畜排せつ物の適正処理

平成11年に家畜排せつ物法が施行されたことを受け、「高知県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(平成12年策定)」に基づき、県や市町村、農業団体、農業者が一体となって家畜排せつ物処理施設等を整備してきました。その結果、平成19年には家畜排せつ物法に基づく管理基準は、ほぼ全ての法対象農家において遵守できる状況となっています。

その一方で、飼養規模を拡大した農家においては、家畜排せつ物由来の堆肥(以下「家畜ふん堆肥」)の量が増加しており、畜産経営における飼料畑や水田での利用だけでなく、耕畜連携による地域内需給体制づくりを進めることによって、幅広く有効活用を図ることが課題となっています。

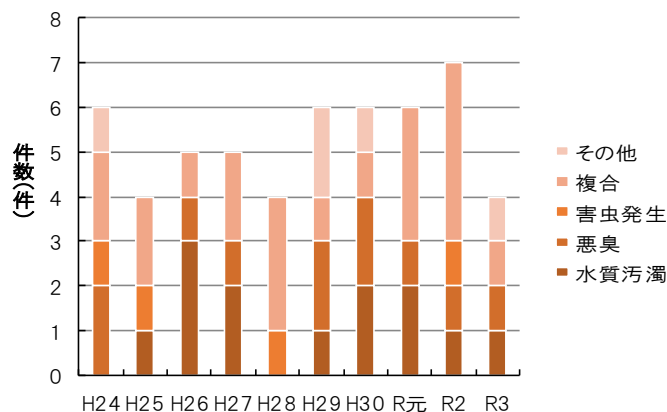


高知県における家畜排せつ物処理施設の整備状況 ※高知県畜産振興課調べ

こうした情勢の変化を踏まえ、国は令和2年4月、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」を変更しました。高知県においても、畜産部門と耕種部門が一体となった取組を進め、高知県の畜産業がもたらす地域内資源の有効活用と環境保全型農業の推進を図っていきます。

2 畜産公害対策

家畜排せつ物処理施設の整備や適正処理を行った結果、畜産公害に関する苦情件数は減少しました。しかし、悪臭や水質汚濁に関する苦情は依然として多く、市街化が進む昨今、対処法が最も難しい問題となっています。県では、ガス検知管による簡易検査や、事業場に合った臭気緩和策の助言など、地域と調和した畜産の発展に努めています。



高知県における畜産公害に関する苦情件数の推移 ※高知県畜産振興課調べ

3 家畜ふん堆肥の生産と利用

家畜排せつ物処理施設による適正処理が可能になった現在では、より良質な家畜ふん堆肥の生産と、有機質資源としての利活用の促進が重要な課題となっています。高知県で生産される家畜ふん堆肥は、露地野菜や水稻を中心に利用されており、約 38,000t/年が耕種農家や家庭菜園で利用されています。一方、活用されていない家畜ふん堆肥も見られることから、今後も良質な家畜ふん堆肥の生産とPRを進め、耕種農家や地域との連携を強化することで利用拡大を図ります。



切り返し式堆肥舎での生産



強制発酵施設（スcoop式）での生産



耕種農家による利用（左：ニラ、中：ナス、右：水稻）

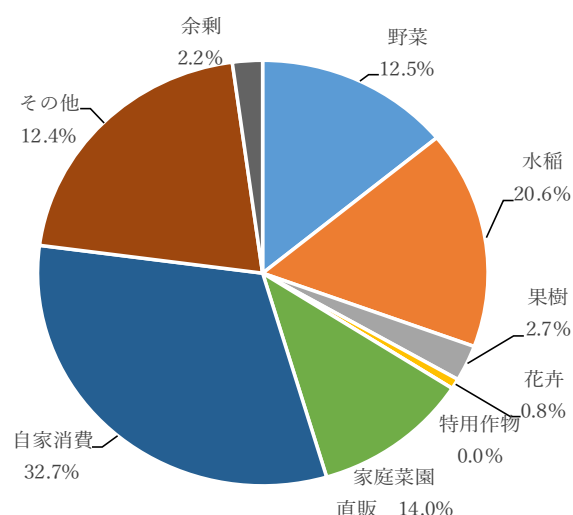
高知県における家畜ふん堆肥の生産量及び利用量 単位:t/年

	戸数	生産量	利用量	余量
乳用牛	50	27,087	26,517	570
肉用牛	51	15,206	14,806	400
豚	10	3,596	3,596	0
採卵鶏	8	2,934	2,919	15
ブロイラー	11	6,615	6,355	260
堆肥センター	6	14,154	13,897	257
合計	136	69,592	68,090	1,502

調査対象：家畜排せつ物法の対象となる農家

※高知県畜産振興課調べ(R3年度)

高知県における家畜ふん堆肥の利用内訳





1 概況

家畜防疫・衛生については、支所を含め7か所ある家畜保健衛生所が、家畜伝染病予防法に基づいて様々な取組を行っています。

家畜保健衛生所では、管内の農家を巡回して家畜の健康状態を確認したり、家畜に病気をひき起こす病原体(細菌・ウイルス・寄生虫など)の検査を定期的に行うことにより、各種の伝染病の発生予防や、まん延防止対策を行っています。また、生産される肉・乳・卵などの安全性の確保や生産性向上のための調査、生産者の衛生意識向上のための普及活動をしています。

平成24～令和4年の、家畜伝染病予防法(以下「法」)で規定されている疾病(監視伝染病)の発生状況は下表のとおりです。令和2年には本県で初となる高病原性鳥インフルエンザが発生しました。また、豚熱は、平成30年9月に岐阜県で発生して以降、国内において養豚場での続発や野生イノシシで感染拡大が確認されるとともに、感染地域が広がっており、令和4年9月には県内で初となる野生イノシシの陽性個体が確認されました。さらに、アフリカ豚熱は世界的に感染地域が拡大しており、東アジアにおいて発生していない国は日本と台湾のみであり、国内への侵入リスクが非常に高い状況となっています。こうした状況を踏まえ、これまで以上に飼養衛生管理の遵守徹底により家畜伝染病の発生予防およびまん延防止対策の徹底が重要となります。

【高知県における家畜の監視伝染病の発生状況】

		動物種	病名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	
家畜伝染病	牛		ヨネ病			5	6	7	6	1		4	1		
			結核												1
	鶏		高病原性鳥インフルエンザ									1			
	豚		流行性脳炎												
	蜜蜂		腐そ病												
届出伝染病	牛		牛伝染性リンパ腫	9	9	6	10	6	6	5	3	7	6	7	
			破傷風	2					1	1					1
			ネオスポラ症										1		
			サルモネラ症											1	
	馬		馬インフルエンザ*												
	豚		サルモネラ症					1	2						
			豚丹毒	14	11	14	11	2	6	11	16	9	5	2	
			豚流行性下痢			523									
	鶏		鶏痘												1
			マレック病	1	2					8		8			1
			伝染性気管支炎			6									
			ロイコチトゾーン症												1
	犬		レプトスピラ症	3		2	5	3	1	1	5	3	1		
蜜蜂		ハロア症			40										
		アカリダニ												1	

※単位:牛・馬・豚・めん羊・山羊・犬 は「頭」、鶏は「羽」、蜜蜂は「群」

2 高病原性鳥インフルエンザ対策

(1) 国内における発生の概要

●国内では、平成16年1月に79年ぶりの発生が確認され、その後、平成21年までに9府県57農場で発生がありました。平成22年11月から23年3月には、家きんでは9県24農場で、平成26年度には、4月に熊本県1農場、平成26年12月から平成27年1月までに4県5農場で、平成28年度は9道県12農場で発生がありましたが、迅速な防疫対応により全て終息しています。

また、平成29年度においては、四国内で初めて香川県の肉用鶏農場で発生があり、野鳥においても島根県等で感染が確認されました。令和2年度においては、国内で過去最多となる18県75農場で発生があり、約987万羽が殺処分され、令和3年度は12道県30農場で発生しました。令和4年度は、令和2年度を上回る、過去に類を見ないペースで発生しており、25道県76事例の発生が確認されています(令和5年2月末日現在)。

(2) 県内における発生の概要

●令和2年12月、採卵鶏農場において、本県で初めて発生が確認されました。防疫作業に当たり、一般社団法人高知県建設業協会、一般社団法人高知県トラック協会、一般社団法人高知県バス協会、一般社団法人高知県ペストコントロール協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部や宿毛市などにご協力をいただき、発生が拡大することなく、防疫措置を完了することができました。

(3) 高知県における対策(家畜保健衛生所の活動)

●発生予防対策について

①令和3年4月に策定した高知県飼養衛生管理指導等計画に基づき、農家に飼養衛生管理基準の遵守徹底について指導を実施しています。また、令和2年度以降、県内全ての家きん農場を対象に飼養衛生管理基準の項目のうち、7つの重要項目について、飼養衛生管理者が一斉点検を実施し、不遵守項目の改善について指導を徹底しています。

②令和2年7月、家畜伝染病予防法が改正され、家畜の所有者、国、県、市町村、関係事業者の責務が明確化されるとともに、協議会の開催等により相互に連携することが新たに規定されました。県は畜種毎(牛、豚、鳥)に県域の衛生協議会及び県内7カ所に地域の協議会を設立し、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止の措置について、生産者団体や関係機関が具体的な内容を協議することで連携体制の構築に取り組んでいます。

●万一の発生に備えた対策について

①令和2年の本病の発生を受け、「高病原性鳥インフルエンザ等県内発生時対処計画」を見直し、庁内各部署の役割や責任者を明確にすることにより、防疫措置が円滑に行える体制を構築しました。また、農場概要や動員者の配置、防疫作業の方針などを農場毎に具体的に明記した当該計画「農場データ編」の見直しに取り組んでいます。また、家畜防疫マップシステムの情報更新と機能強化、県内最大規模農場での発生に対応できるよう、防護服や動力噴霧機等の防疫資機材の備蓄をしています。

②防疫作業を迅速・的確に進めることができるよう、家畜防疫員を構成員とする防疫作業のワーキン

グループにおいて、防疫作業の具体的な進め方を検討し、動員者に対する的確な作業指示のできる防疫作業リーダーの育成に取り組んでいます。

- ③的確・迅速な初動対応を実施するため、毎年関係機関や関係団体との協議を重ね、相互の連携強化に取り組んでいます。また、関係団体との協定の締結についても、必要に応じて順次進めています。
- ④発生に備え、毎年度、農林水産省と連携の下、初動防疫に必要な資料や作業スケジュールの作成が円滑に実施できるかどうか、防疫資材の搬入動線や設置場所の確認、発生農場における作業動線、集合基地における作業動線等の資料作成について訓練を実施しています。また、令和元年度は、迅速な初動防疫のため動員予定者に対する防護服の着脱訓練、殺処分訓練、消毒のための石灰散布訓練、埋却溝の掘削訓練及び車両消毒訓練を実施しました。また、動員者リストの作成や情報伝達訓練を実施しました。

●定期検査の実施について

①農場への立入検査

定期巡回等を通じ、県内全ての家きん農場に対して立入検査を行い、異状の有無を確認するとともに、農家に対し衛生的な飼養管理の徹底や異状の早期発見・早期通報を徹底するよう指導しています。

②モニタリング検査

県内の家きん農場に対し、以下の検査を実施しています。

- ・定点モニタリング：毎月、1家畜保健衛生所あたり3農場以上についてウイルス分離検査と抗体検査を実施。
- ・強化モニタリング：年間で、県内25農場について抗体検査を実施。

③死亡野鳥検査

本病は世界各地で発生しており、渡り鳥によりウイルスが運ばれていると考えられることから、死亡野鳥が発見された場合、家畜保健衛生所が検査を行っています。

高病原性鳥インフルエンザの国内発生状況

発生年度	発生事例数	発生都道府県		処分羽数	亜型
平成 15 年度	4 農場	3 府県	山口県、大分県、 京都府(2)	約 27 万羽	H5N1
平成 17 年度	41 農場	2 県	茨城県、埼玉県	約 578 万羽	H5N2
平成 18 年度	4 農場	2 県	宮崎県(3)、岡山県	約 17 万羽	H5N1
平成 20 年度	7 農場	1 県	愛知県	約 160 万羽	H7N6
平成 22 年度	24 農場	9 県	島根県、宮崎県(13)、 鹿児島県、愛知県(2)、 大分県、和歌山県、 三重県(2)、奈良県、 千葉県(2)、	約 183 万羽	H5N1
平成 26 年度	8 農場	5 県	熊本県、宮崎県(2)、 山口県、岡山県、佐賀県	約 46 万羽	H5N8
平成 28 年度	12 農場	9 道県	青森県(2)、新潟県(2)、 北海道、宮崎県(2)、 熊本県、岐阜県、佐賀県、 宮城県、千葉県	約 165 万 9 千羽	H5N6
平成 29 年度	2 農場	1 県	香川県	約 9 万 1 千羽	H5N6
令和 2 年度	75 農場 1 施設	23 道府県	香川県(19)、福岡県、 兵庫県、宮崎県(15)、 奈良県、広島県(2)、 大分県(3)、和歌山県、 岡山県(2)、滋賀県、 高知県、徳島県(2)、 千葉県(13)、岐阜県、 鹿児島県、北海道、 宮城県、茨城県(4)、 埼玉県(2)、大阪府、 奈良県、富山県、栃木県	約 987 万羽	H5N8
令和 3 年度	30 農場 1 施設	12 道県	秋田県(2)、鹿児島県(4)、 兵庫県(1)、熊本県(1)、 千葉県(7)、埼玉県(1)、 広島県(1)、青森県(3)、 愛媛県(4)、岩手県(2)、 宮城県(1)、北海道(4)	約 189 万羽	H5N1

3 豚熱対策

(1) 国内の豚熱対策

- 平成30年9月に、岐阜県において国内で26年ぶりとなる豚熱の発生が確認されました。その後、養豚場での発生は中部地方から関東地方や近畿地方に拡大し、18県で85事例が発生し、約35.4万頭が殺処分されています。野生イノシシにおいても陽性個体の増加と感染地域が拡大しており、32都府県において野生イノシシでの感染が確認されています。
- 令和元年10月、国は「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」を改正し、養豚場において、都道府県知事による豚熱の予防的ワクチン接種の実施を認め、現在、39都府県で実施されています。
- 野生イノシシ対策として、国は野生イノシシの捕獲及びサーベイランスの強化による感染状況の早期把握と豚熱の経口ワクチン散布による野生イノシシの感染拡大防止を図っています。

(2) 高知県の豚熱対策

●発生予防対策について

- ①県内全ての豚、イノシシ飼養者に対して情報提供を行うとともに、農場に出入りする車両や人の消毒など、農場へのウイルス侵入防止対策の徹底の注意喚起や、家畜に異常が見られた場合には、すぐに家畜保健衛生所に通報するように指導しています。
- ②令和3年4月に策定した高知県飼養衛生管理指導等計画に基づき、農家に飼養衛生管理基準の遵守徹底について指導を実施しています。また、令和3年度から、県内全ての養豚場を対象に飼養衛生管理基準の項目のうち、7つの重要項目について、飼養衛生管理者が一斉点検を実施し、不遵守項目の改善について指導を徹底しています。
- ③国内における豚熱の発生事例の教訓から、国は令和2年度に発生予防対策の基本となる飼養衛生管理基準を改正し、新たな項目の追加や農場における具体的な防疫措置を強化しました。このことに伴い、国の事業を活用するとともに県の上乗せ支援により、農場で新たに必要となった措置について、衛生資機材等(防鳥ネット、消毒ゲート、動力噴霧器、飲水消毒装置、更衣室など)を整備しました。

また、令和元年度には国の支援事業を活用し、イノシシなどの野生動物が農場敷地内へ侵入することを防止するため、県内全ての養豚場において防護柵を整備しました。

さらに、肉類を含む食品循環資源を飼料として利用する場合の加熱処理条件として新基準が設けられたことから、国の補助事業を活用し、県内の食品循環資源を利用する養豚場において加熱処理機械を整備しました。
- ④令和2年7月、県は畜種毎(牛、豚、鳥)に県域の衛生協議会及び県内7カ所に地域の協議会を設立し、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止の措置について、生産者団体や関係機関が具体的な内容を協議することで連携体制の構築に取り組んでいます。
- ⑤令和3年7月、兵庫県の淡路島で野生イノシシの感染事例が確認され、国は8月、地理的に近接している四国4県を「ワクチン接種推奨地域」に指定しました。このため、本県でもワクチン接種の体制整備や進め方に係る国との協議を進め、令和3年10月1日から県内全て養豚場において、家畜防疫員(家畜保健衛生所の獣医師)が豚熱ワクチンの接種を開始しました。
- ⑥令和4年7月、野生イノシシ対策として豚熱経口ワクチンの散布のため、県東部地域の国有林にて、国や専門家による現地指導を受け、9月から県東部地域から順次散布を開始しました。

●万一の発生に備えた対策について

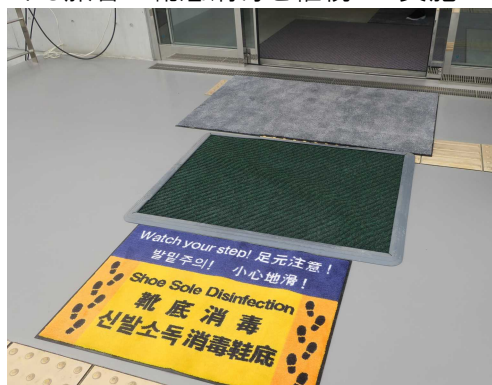
- ①的確・迅速な初動対応を実施するため、毎年関係機関や関係団体との協議を重ね、相互の連携強化に取り組んでいます。また、関係団体との協定の締結についても、必要に応じて順次進めています。
- ②発生に備え、異常家畜の通報を受けた農場立入検査、防疫措置計画、緊急防疫会議、危機管理本部会議、農場での防疫措置について、各作業内容を確認するとともに、時系列に沿って、防疫措置の流れについて確認する机上演習を実施しています。
- ③埋却候補地の試掘調査により、湧き水の有無や地盤の確認を行い、発生時に使用できるか確認しています。また、埋却処理の補完として移動式レンダリング装置の活用も検討しています。

●水際対策について

令和2年度から高知龍馬空港および高知新港における旅客の靴底消毒を継続して実施しています。



高知龍馬空港における消毒



高知新港における消毒

●検査の実施について

- ①令和4年10月(ワクチン接種を開始)以降、免疫付与状況確認検査を実施し、農場の抗体保有率が80%であることを確認しています。
- ②平成30年9月以降、死亡イノシシの検査を合計17頭実施しています(令和5年2月末日現在)。
- ③令和3年9月以降、一般社団法人高知県猟友会の協力のもと、捕獲イノシシの検査を実施しています。令和3年度は43頭の検査を実施、令和4年度は280頭の検査を実施しており(令和5年2月末日現在)、9月には県内で初となる野生いのししにおける豚熱感染が確認されました。

4 口蹄疫対策

(1) 国内の口蹄疫対策

●国内では、平成 22 年 4 月 20 日に、宮崎県において口蹄疫の発生が確認されました。感染が疑われる牛や豚等の家畜の殺処分や埋却・消毒、感染拡大を抑えるためのワクチン接種等の防疫措置を実施した結果、7 月 27 日には家畜の移動制限区域がすべて解除されました。8 月末までに農場に残っていた家畜の排泄物の処理を終え、9 月に移動制限解除後の清浄性確認検査を実施した結果、すべて陰性であることを確認しました。

●我が国の口蹄疫清浄ステータスについて

口蹄疫清浄国へ復帰し、食肉等の輸出の再開を進めるため、平成 22 年 10 月 6 日付けで OIE(国際獣疫事務局)に申請を行い、平成 23 年 2 月 5 日(日本時間)に「ワクチン非接種口蹄疫清浄国」として認定されました。

(2) 高知県の口蹄疫対策

●農場にいる牛について

①家畜保健衛生所の家畜防疫員が、宮崎県発生時には、県内全ての偶蹄類飼養農場に立入検査を行い、全頭について口蹄疫の症状の無いことを確認しています。また、宮崎県での口蹄疫の発生が止まらなかったことから、本県への緊急的な侵入防止対策として、県内で牛、豚などの偶蹄類を飼養している農場などに緊急的に消石灰を配布しました。

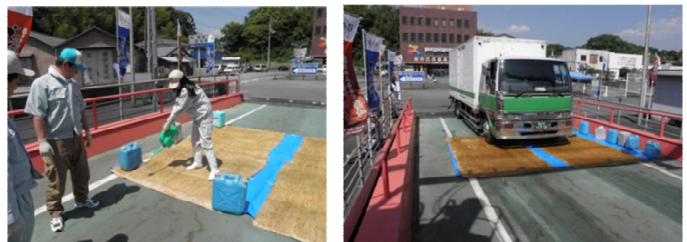
②県内全ての偶蹄類飼養農場に対して注意喚起、啓発指導を行い、異常が見られた場合には、すぐに家畜保健衛生所に連絡するように指導しています。特に、平成 23 年 2 月は、口蹄疫対策強化月間として、全戸において防疫点検調査を実施し、体制整備の強化に努めました。

●県内発生時を想定した対応について

全ての家畜保健衛生所で、家畜防疫マップシステムの活用による初動防疫演習や机上演習を行っています。また、地域防疫会議等を開催し、万一、県内で発生した場合に、市町村や関係機関と連携し、迅速に対応できるよう体制を整えています。

●水際対策について

①宮崎県発生時には、宿毛湾港における九州から上陸する車両や乗客の靴底の消毒、高知龍馬空港における福岡便搭乗者に対する靴底消毒を実施しました。



宿毛湾港における車両消毒

②中国や韓国などの近隣国においては、断続的に発生が報告されています。農林水産省動物検疫所では、全国の空海港において旅客の靴底消毒を実施していますので、帰国時にはご協力をお願いします。また、海外では家畜を飼っている農場などへの立入は避けていただくとともに、発生国からの肉製品の持込みは禁止されていますのでご注意ください。

5 牛海綿状脳症（BSE）対策

(1) 国内のBSE対策

- 国内では、平成13年9月10日にBSEの発生が初めて確認されましたが、平成21年2月以降、発生は確認されていません。また、飼料規制の実施直後に出生した牛（平成14年1月生）以降に生まれた牛での発生はありません。
- BSEの原因である異常プリオンが含まれると考えられる、牛の肉骨粉を原料とする家畜飼料の製造・出荷は、平成13年10月15日から禁止されています。
- 食肉処理される牛について
 - ①平成13年10月18日以降は、食肉衛生検査所で全頭検査を実施していましたが（平成17年8月1日以降、20ヶ月齢以下の牛については、法律による義務付けが無くなりましたが、本県を含め多くの自治体が継続して全頭検査を行っていました。）、平成25年7月1日以降は、食品安全委員会において、「BSEの検査月齢を48ヶ月齢超に引き上げたとしても、人への健康影響は無視できる」との評価書が取りまとめられたことを受け、検査対象月齢を48ヶ月齢超としています。また、平成29年4月1日以降は、食品安全委員会において、「48ヶ月齢超の健康牛のBSE検査を継続した場合と廃止した場合のリスクは非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との評価書が取りまとめられたことを受け、健康牛のBSE検査を廃止することとしています。
 - ②BSEの原因である異常プリオンが、多く蓄積すると考えられる部分（「特定部位」といいます。具体的には、舌と頬肉以外の頭部、脊髄及び回腸の一部です。）は、全てと畜場で取り除かれ、焼却処分されています。
 - ③脊柱を含む骨やくず肉などは、化製場で肉骨粉にされた後、セメント原料として利用されます。
- 農場で死亡した牛について
 - ①平成15年4月1日から、家畜保健衛生所が24ヶ月齢以上の死亡牛全頭についてBSE検査を実施しています。なお、検査対象月齢が平成27年4月1日から48ヶ月齢以上、平成31年4月1日から96ヶ月齢以上に見直されています。
 - ②BSE陽性となったものは、全て焼却処理されます。
 - ③BSE陰性となったものは、化製場で肉骨粉にされた後、セメント原料として利用されます。家畜の飼料などに利用されることはありません。

(2) 高知県のBSE対策

- 食肉処理される牛について
食肉衛生検査所で検査を実施しています。平成28年度は406頭の検査を行い、全て陰性でした。なお、平成25年7月1日以降は、検査対象月齢が48ヶ月齢超に変更されています。また、平成29年4月1日以降は健康と畜牛の検査は廃止されています。
- 農場にいる牛について
家畜保健衛生所または民間の獣医師が、県内の牛を飼養している全ての農場に、少なくとも3ヶ月に1度立入検査を行い、全頭についてBSEの症状の有無を確認しています。
- 農場で死亡した牛について
国の対策どおり農場で死亡した牛（24ヶ月齢以上、平成27年度からは48ヶ月齢以上、令和元年度からは96ヶ月齢以上）の全頭検査を行っています。令和3年度は59頭の検査を行い、検査結果は全て陰性でした。




第4期産業振興計画(畜産分野)



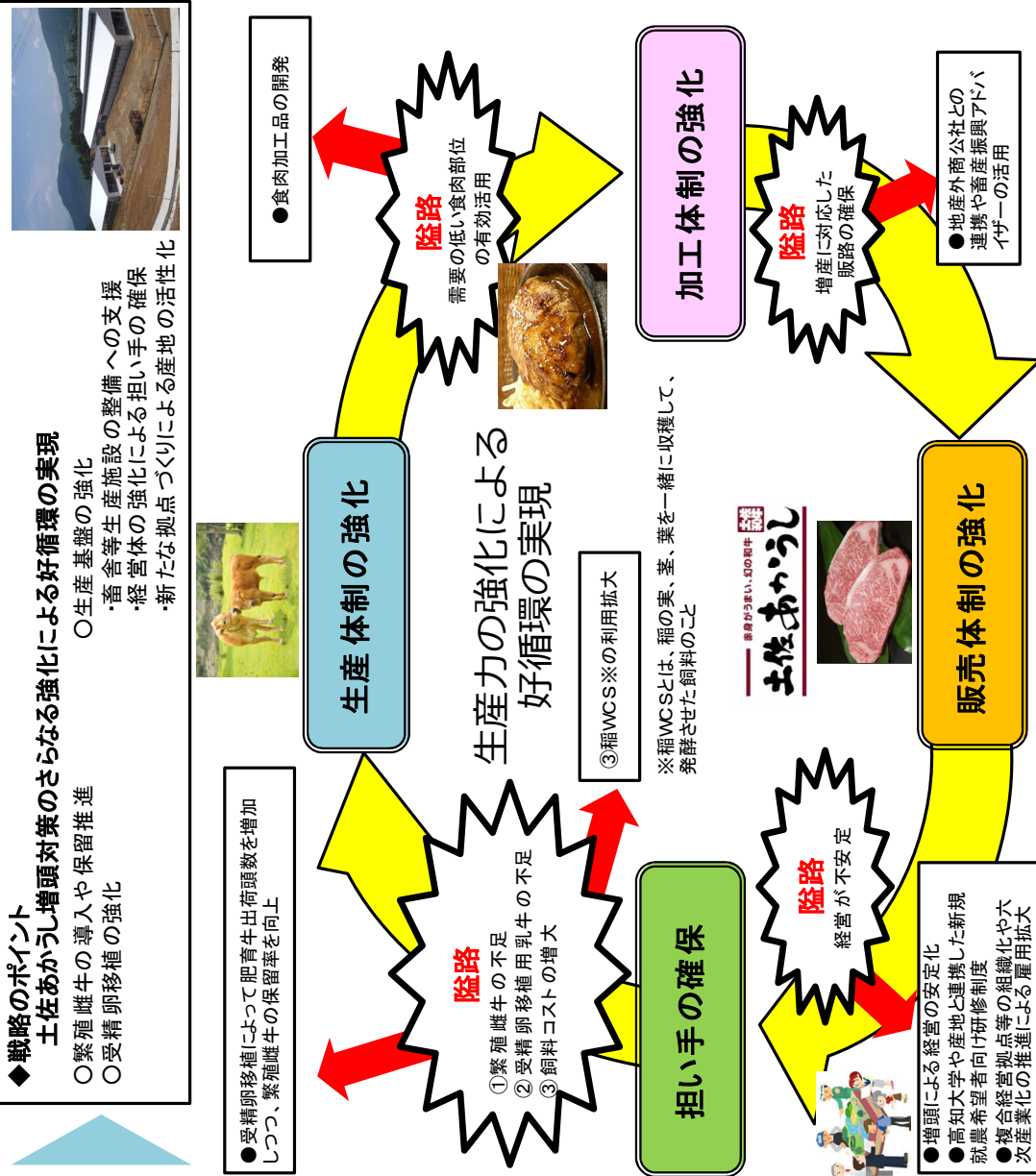
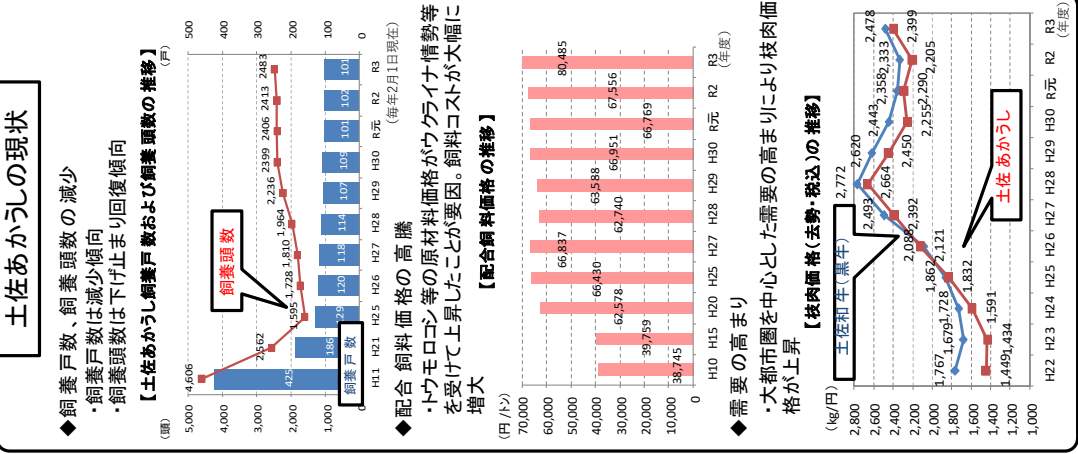
1

第4期産業振興計画(畜産分野)

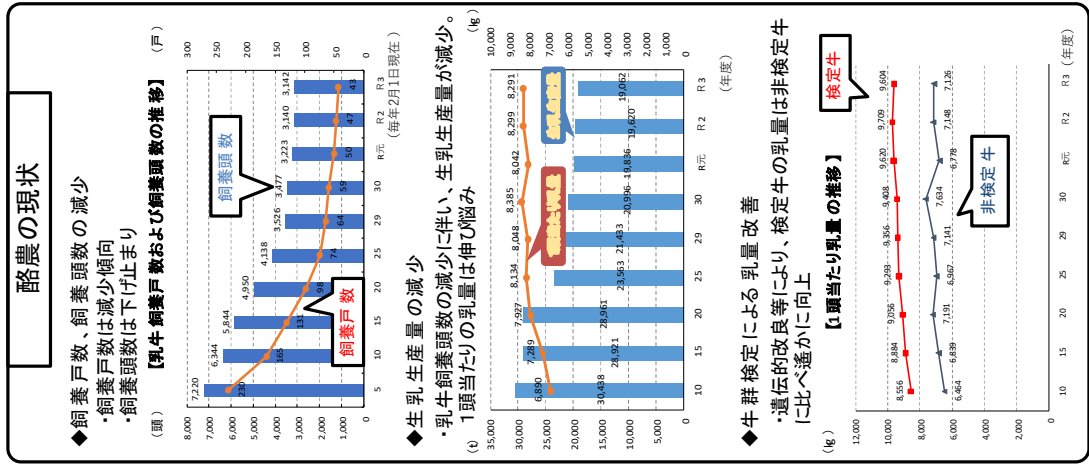
畜産における好循環の実現

概要 <◎取り組みの概要>		さらなる挑戦(重点項目)
 <p>土佐和牛</p>	<p>◎黒牛と土佐あかうしのブランド化の推進 【黒牛と土佐あかうしの枝肉価格差(五割牛) H30年度:▲7.7% → R5年度:0%】</p> <p>肉用牛の生産基盤強化と生産性の向上 【肉用牛前繁殖数(年間) H30年度:5,986頭 → R5年度:7,333頭】</p>	<p>肉用牛の生産基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 繁殖雌牛の増頭(土佐和牛) 乳牛への受精卵移植の強化 畜舎等の生産施設の整備による規模拡大 経営体の強化による担い手の確保・育成 流通戦略の展開
 <p>酪農</p>	<p>◎酪農における生乳生産能力の向上 【経産牛1頭当たりの乳量(年間) H30年度:8,384kg → R5年度:8,760kg】</p>	<p>生乳生産体制の強化と土佐あかうし受精卵の移植強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛群検定情報の活用推進 土佐あかうし受精卵の移植による子牛生産の強化(乳用雌牛確保、子牛販売による収益確保) 牛舎整備への支援
 <p>養豚</p>	<p>◎養豚の生産基盤強化と生産性の向上 【豚出荷頭数(年間) H30年度:45,251頭 → R5年度:57,601頭】</p>	<p>新たなブランド豚の作出や加工・販売体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 新たなブランド豚の作出や多産系種豚の導入推進による収益性向上 6次化や加工品の製造の取り組みを支援 地消や外商の強化による販路拡大や名称の統一化 養豚団地化等による規模拡大への支援
 <p>土佐ジロー</p>	<p>◎土佐ジローの生産と加工販売体制の強化 【土佐ジロー-500羽以上前繁殖家戸数 H30年度:10戸 → R5年度:13戸】</p>	<p>卵の生産体制の強化と販路確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定供給への支援や加工体制の強化 鶏舎整備に対する既存事業の活用による生産体制の強化 安定的販路の確保 担い手の確保と飼育技術の検討
 <p>土佐はちきん地鶏</p>	<p>◎土佐はちきん地鶏の生産と加工販売体制の強化 【土佐はちきん地鶏1羽当たりの生産羽数 H30年度:100% → R5年度:80%】</p>	<p>生産体制の強化と販売力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 肉質の優位性や生産へのこだわりの明確化 客単価、消費者の意識が高い量販店、飲食店への販売強化 加工品開発による高付加価値化

土佐あかうしの好循環への戦略



酪農の好循環への戦略



4 第4期産業振興計画(畜産分野)養豚

養豚の好循環への戦略



養豚の現状

◆養豚農家戸数、飼養頭数の減少

・既存農家は平均年齢が若く、規模拡大の意思もあるが、移転先の確保や地域住民の理解醸成が課題となり飼養頭数は伸び悩んでいる。

年	飼養頭数	飼養戸数
H15	18,707	11
H16	39,512	11
H17	46,000	11
H18	46,000	11
H19	26,672	11
H20	25,216	11
H21	25,761	11
H22	26,842	11
H23	25,589	11
H24	25,893	11
H25	25,083	11
H26	25,893	11
H27	25,893	11
H28	25,893	11
H29	25,893	11
H30	25,893	11
R1	25,893	11
R2	25,893	11
R3	25,893	11
R4	25,893	11

◆配合飼料価格の高騰

・トウモロコシ等の原材料価格が高水準で推移したこと等が要因。飼料コストが高止まり

年	配合飼料価格(円/kg)
H10	38,745
H11	39,769
H12	62,578
H13	62,440
H14	66,951
H15	67,456
H16	66,430
H17	63,588
H18	66,837
H19	66,430
H20	62,440
H21	66,951
H22	67,456
H23	66,430
H24	63,588
H25	66,837
H26	66,430
H27	62,440
H28	66,951
H29	67,456
H30	66,430
R1	63,588
R2	66,837
R3	66,430

H10 H15 H20 H25 H27 H28 H29 H30 R元 R2 R3 (年度)

◆TPP11及び日欧EPA等の影響

・TPP11協定が平成30年12月30日、日欧EPAは翌年2月に発効され、国内産豚肉への影響が懸念される。

TPP11 **牛肉** **日欧EPA**

・国際撤廃を回避し、16年間で現行38.5%→9%に引き下げ

・関税削減期間中はセーフガードを確保

豚肉

・差額関税制度を維持

・10年間で従価税を現行4.3%→0%、従量税を現行482円/kg→50円/kgに引き下げ

・関税削減期間中はセーフガードを確保

中山間地域の食料産業である畜産業が消費される恐れ!

・安価な輸入畜産物が国内流通

・小規模な産地ほどダメージが大きい

土佐ジローの好循環への戦略



土佐ジローの現状

◆飼養羽数の伸び悩み
 ・生産者の約7割を占める高齢農家で規模縮小や離農が進む一方、若手農家の規模拡大が進んでいる。

配合飼料価格の高騰

年次	H10	H15	H20	H25	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
戸数	85	84	70	64	58	53	50	46	40	30	20
採卵鶏	5,266	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300	5,300
肉用鶏	19,364	19,147	17,925	17,090	16,441	15,400	14,485	13,550	12,615	11,680	10,745
合計	24,630	24,447	23,225	22,390	21,741	20,700	19,850	18,900	18,115	17,180	16,245

◆出荷の不安定性
 ・約6割が100羽以下の小規模農家で個々の販売体制のため大口需要に対し、十分な対応ができていない

土佐ジローの飼養羽数別農家戸数

飼養羽数	戸数
100羽以下	4
101~300羽以下	7
301~500羽以下	7
501~1,000羽以下	10
1,001羽~	30

高知県の畜産行政機構



農業振興部

畜産振興課

- 総務担当 〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7-52 (TEL)088-821-4551 (FAX)088-821-4578
- 生産振興担当 (TEL)088-821-4810
- 衛生環境担当 (TEL)088-821-4553
- 食肉センター整備準備室 (TEL)088-821-4565

畜産試験場

- 総務課 〒789-1233 高岡郡佐川町中組1247 (TEL)0889-22-0044 (FAX)0889-22-3960
- 研究企画課
- 大家畜課
- 中小家畜課

中央家畜保健衛生所

- 衛生課 〒781-1102 土佐市高岡町乙3229 (TEL)088-852-7730 (FAX)088-852-7733
- [担当市町村] 高知市、土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村
- 振興課
- 病性鑑定室

田野支所

- 〒781-6410 安芸郡田野町903-8 (TEL)0887-38-2543 (FAX)0887-38-4152
- [担当市町村] 室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村

香長支所

- 〒782-0012 香美市土佐山田町加茂777 (TEL)0887-52-3069 (FAX)0887-53-1359
- [担当市町村] 南国市、香南市、香美市

嶺北支所

- 〒781-3521 土佐郡土佐町田井1370-7 (TEL)0887-82-0054 (FAX)0887-82-0094
- [担当市町村] 本山町、大豊町、土佐町、大川村

西部家畜保健衛生所

- 衛生課 〒787-0019 四万十市具同5208 (TEL)0880-37-2148 (FAX)0880-37-5326
- [担当市町村] 宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町
- 振興課

高南支所

- 〒786-0008 高岡郡四万十町榊山町2-12 (TEL) 0880-22-1124 (FAX) 0880-22-4440
- [担当市町村] 須崎市、中土佐町、四万十町

梶原支所

- 〒785-0610 高岡郡梶原町梶原1629 (TEL) 0889-65-0392 (FAX) 0889-65-1241
- [担当市町村] 梶原町、津野町

畜産関係団体



1 農 協

名 称	所在地	代 表 者	電話番号	FAX番号
高知県農業協同組合 (営農販売事業本部農畜産部畜産課)	〒781-8125 高知市五台山5015-1 (〒781-0086 高知市海老ノ丸13-58)	秦泉寺 雅一	088-821-6091 (088-883-4413)	088-856-6980 (088-882-2123)
高知県農業協同組合中央会	〒781-8511 高知市北御座2-27 JA高知ビル6F	久岡 隆	088-802-8030	088-804-3180
高知県養蜂農業協同組合	〒789-1204 高岡郡佐川町加茂645	藤岡 信雄	0889-22-7103	0889-22-7103
高知市酪農農業協同組合	〒780-0850 高知市丸の内2丁目8-1	川 淵 正明	088-875-1973	088-875-1973
土佐町酪農協同組合	〒781-3521 土佐郡土佐町田井1461-2	光 富 冲	0887-70-1511	0887-70-1511
高知県食鶏農業協同組合	〒781-5103 高知市大津乙1755-1	奥村 弘	088-866-2898	088-866-2772

2 関 係 団 体

名 称	所在地	代 表 者	電話番号	FAX番号
高知県農業共済組合	〒781-2120 吾川郡いの町枝川2410-22	森岡 敬雄	088-856-6550	088-856-6558
公益財団法人 高知県農業公社	〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎内3F	土居内 淳一	088-823-8618	088-824-8593
公益財団法人 高知県学校給食会	〒781-0087 高知市南久保16-25	松 浦 守	088-883-8550	088-883-3855
一般社団法人 高知県肉用牛価格安定基金協会	〒781-2110 吾川郡いの町1879-9	土居内 淳一	088-892-4830	088-892-4840
一般社団法人 高知県配合飼料価格安定基金協会	〒781-2110 吾川郡いの町1879-9	川 井 昭雄	088-893-5881	088-893-5881
公益社団法人 高知県獣医師会	〒780-0833 高知市南はりまや町1-16-22	佐野 明彦	088-885-7002	088-880-3153
一般社団法人 高知県畜産会	〒781-8125 高知市五台山5015-1	秦泉寺 雅一	088-883-8161	088-880-0024
一般社団法人 高知県中央食肉公社	〒781-0086 高知市海老ノ丸13-58	竹 吉 功	088-883-3831	088-883-3841
一般社団法人 津野山畜産公社	〒785-0695 高岡郡梶原町梶原1444-1	吉 田 尚人	0889-65-1111	0889-40-2010
一般社団法人 高岡郡高原畜産センター	〒785-0502 高岡郡津野町北川2281-4	竹 吉 功	0889-62-3303	0889-62-2381
一般社団法人 嶺北畜産協会	〒781-3617 長岡郡本山町寺家241-1	西 村 行雄	0887-82-0926	0887-82-0826
高知県 草地飼料協会	〒781-8125 高知市五台山5015-1 畜産会内	吉 田 尚人	088-883-8161	088-880-0024
高知県 酪農連合協議会	〒781-0086 高知市海老ノ丸13-58 JA高知県農畜産部畜産課内	田 中 克巳	088-883-4413	088-882-2123
農事組合法人 幡多酪農組合	〒787-0008 四万十市安並850-2	澤 田 太	0880-34-1998	0880-34-2037
高知県 牛乳普及協会	〒783-0093 南国市物部272-1 ひまわり乳業株式会社内	吉澤 文治郎	088-864-1003	088-864-4594
高知県 養豚協会	〒781-8125 高知市五台山5015-1 畜産会内	佐 竹 宣昭	088-883-8161	088-880-0024
高知県 養鶏協会	〒783-0053 南国市国分1305-5 ヤマサキ農場内	山 崎 吉恭	088-862-0135	088-862-0134
高知県 食肉事業協同組合	〒781-0086 高知市海老ノ丸13-58	三 谷 勝義	088-884-5477	088-884-5477
高知県食肉センター株式会社	〒781-0086 高知市海老ノ丸13-58	澤 田 章史	088-883-4413	088-882-2123
四万十市営 食肉センター	〒787-0017 四万十市不破出来島2058-1	中 平 正宏	0880-37-4315	0880-37-4325
高知県ホルスタイン改良協議会	〒781-8125 高知市五台山5015-1 畜産会内	川 村 修	088-883-8161	088-880-0024
高知県 競馬組合	〒781-0271 高知市長浜宮田2000	伊 藤 義彦	088-841-5123	088-841-5130
高知県食肉公正取引協議会	〒781-8125 高知市五台山5015-1 畜産会内	三 谷 勝義	088-883-8161	088-880-0024
高知県 土佐ジロー協会	〒781-0812 高知市若松町1-7 合同会社土佐あぐりーど内	一 圓 信明	088-883-8335	088-855-4198
高知県土佐はちきん地鶏振興協議会	〒781-0812 高知市若松町1-7 合同会社土佐あぐりーど内	佐 藤 隆彦	088-855-4198	088-855-4198



高知県の畜産 令和4年度版

令和5年3月発行

編集発行 高知県農業振興部畜産振興課

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目 7-52

TEL(088)821-4810

FAX(088)821-4578